資料編

資料1　みどりの基本計画における生物多様性と地球温暖化
1　生物多様性
2　地球温暖化

資料2　横須賀市の概況に関する資料
1　横須賀市の概況
2　横須賀市のみどりの概況

資料3　横須賀市のみどりの取り組みに関する資料
1　みどりの保全に関する主な取り組み
2　みどりの創出に関する主な取り組み
3　みどりの活動に関する主な取り組み

資料4　みどりに関する市民意識
1　市民意識
2　子育て世代の意識
3　自然環境活動団体の意識

資料5　横須賀市みどりの基本計画改定の経過
1　横須賀市みどりの基本計画改定の経緯
2　横須賀市環境審議会みどり政策推進部会
3　環境総合政策会議

資料6　みどりの基本条例

用語集

資料1　みどりの基本計画における生物多様性と地球温暖化

「生物多様性の確保」と「地球温暖化」は、21世紀の2大環境問題とされています。ここでは、それぞれに関する基礎となる資料を記載しています。

1　生物多様性

（1）本計画で「生物多様性」を取り扱う背景

本市は、平成22年3月に見直しを行った「横須賀市みどりの基本計画」において、「自然環境や生物多様性に配慮したみどりの保全・創出と活用」を掲げ、取り組みを推進してきました。

一方、国は、平成23年10月に都市緑地法運用指針を改正し、緑の基本計画の内容や計画策定の際の留意事項に、生物多様性の確保の視点を追加しました。また、緑の基本計画の策定又は改定時において、目標の設定、計画の実現のための施策等生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項を提示した「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を平成23年10月に作成しました。

（2）生物多様性とは

①定義

「生物多様性」には様々な捉え方がありますが、国際条約によると次のように定義されています。

> 《生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity／CBD》（略称；生物多様性条約／平成5年条約第9号）「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」

つまり、地球上に存在する生物の多さ、それらの生物が作り出し、かつ生息している生態系の豊かさ、さらには生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様性を含めた幅広い概念ということになります。

②概念～3つの多様性～

「生物多様性条約」では、生物多様性には3つのレベルでの多様性があるとしています。

ア　種内の多様性　（遺伝子の多様性）
- 同じ生物種内のグループにも、遺伝子による違いがあること。

イ　種間の多様性　（種の多様性）
- 地球上、あるいは特定の地域に様々な種類の生物が生息・生育している状況のこと。
- 日本は、南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあって、様々な種類の生物が生息・生育している。

ウ　生態系の多様性
- 地球上、あるいは特定の地域に様々なタイプの自然があること。
- 自然林や里山林・人工林などの森林、湿原、河川、サンゴ礁など、生態系は様々なスケールで認識される。

③生物多様性によるめぐみ（生態系サービス）

生物多様性によるめぐみは、以下の4つあるとされており、生物多様性が、人間が安全・安心で健康で文化的にも豊かな生活を送るために必要最低限の環境の基盤となっています。また、生物多様性が守られることにより豊かな生態系サービスが育まれ、効率的に利用・管理されることにより、世界の人々が自分の意思による選択・行動を行う自由を手に入れることができるとされています。

すべての生命の存続基盤	酸素の供給、水や栄養塩の循環、豊かな土壌
将来を含む有用な価値	食べ物、木材、医薬品、エネルギー
豊かな文化の根源	地域性豊かな文化、知恵と伝統
暮らしの安全性	気温･温度の調節、津波の軽減、山地災害、土壌流出の軽減

（3）世界的な動向

①生物多様性条約（2009年9月）

2015年5月現在、194カ国と2地域（欧州連合（EU）、パレスチナ）が締結しています。

ア　条約の目的（第1条）

・地球上の多様な生物をその生育環境とともに保全すること
・生物資源を持続可能であるように利用すること
・遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ公平に分配すること

イ　国家戦略の策定（第6条）

・締約国は国家戦略を策定することが義務付けられている

②近年開催された締約国会議の概要（COP10～COP12）

	年月・場所	主な内容
第10回 締約国会議 （COP10）	2010年10月 名古屋 （日本）	遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書と、2011年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択された。 資源動員戦略に関する決定の他、SATOYAMAイニシアティブを含む持続可能な利用、バイオ燃料、農業、森林、海洋等各生態系における生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る決定の採択、生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）、国連生物多様性の10年、2011～2012年運営予算の決定等が行われた。
第11回 締約国会議 （COP11）	2012年10月 ハイデラバード （インド）	資源動員に関する目標の合意をはじめ、各課題について決定が採択され、愛知目標達成に向けてCOP10において醸成された気運が維持された。
第12回 締約国会議 （COP12）	2014年10月 ピョンチャン （韓国）	戦略計画及び愛知目標の中間評価、資源動員戦略、生物多様性と持続可能な開発、海洋・沿岸の生物多様性、条約の効率的な運用等の広範な分野について議論され、34の決定事項が採択された。

（4）わが国における動向

①生物多様性基本法（2008年6月施行）

ア　目的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること。

イ　基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進する。（生態系の保全・再生、予防的順応的取り組み、長期的な観点からの保全・活用、温暖化対策との連携）

ウ　責務

・国、地方公共団体の責務：基本原則に則った施策の実施
　生物多様性戦略（国は国家戦略策定の義務付け、地方は地域戦略策定の努力規定）
・国民及び民間団体の責務：基本原則に則った活動等に努める

②生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月）

ア　根拠法

生物多様性基本法（第11条）

イ　背景

愛知目標の採択と、東日本大震災という2つの大きな出来事を背景に、「自然と共生する世界」の実現に向けた方向性を示すことを役割としている。

ウ　自然共生社会実現のための基本的な考え方

「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

エ　生物多様性の4つの危機

・第1の危機：開発など人間活動による危機
・第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機
・第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機
・第4の危機：地球環境の変化による危機

オ　生物多様性に関する5つの課題
・生物多様性に関する理解と行動
・担い手と連携の確保
・生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識
・人口減少等を踏まえた国土の保全管理
・科学的知見の充実

カ　目標

長期目標 （2050年）	生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。
短期目標 （2020年）	生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

キ　5つの基本戦略（2020年度までの重点施策）
・生物多様性を社会に浸透させる
・地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
・森・里・川・海のつながりを確保する
・地球規模の視野を持って行動する
・科学的基盤を強化し、政策に結びつける

（5）都市の生物多様性指標について

「都市の生物多様性指標（素案）」は、地方公共団体の都市の生物多様性の確保に向けた取り組みを支援することを目的に、国土交通省により策定されました。この指標は、地方公共団体の活用を通じて、内容の検証、改善を図ることを前提に公表されており、活用状況等を踏まえ一層の充実が図られる予定であることから、本市においても試験的に評価を行いました。

①目的・定義等設定の考え方

各指標の目的、定義、算定方法は、現在、都市における生物多様性に関する指標として国際的に検討されている「都市の生物多様性シンガポール指標」等が参考となっており、生物多様性や緑地の保全に関わる日本の制度等の事情にあわせて設定されています。

都市の生物多様性指標（素案）の構成

Ⅰ.都市のプロフィール	規模（行政区域面積、都市計画区域、市街化区域面積） 人口（総人口・都市計画区域人口、人口密度） 地勢（年間平均気温、年間降水量、標高）	
Ⅱ.指標項目	生態系・ハビタットの多様性	指標1　緑地等の現状 （都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の割合）
		指標2　法令等に基づき確保されている緑地等の状況 （都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する法令等による緑地等の割合）
		指標3　都市におけるエコロジカルネットワークの状況
		指標4　動植物種の状況 （都市に生息・生育する動植物種数の状況）
	生態系サービス	指標5　生態系サービスの状況
	都市の取組	指標6　行政の生物多様性取組状況 （都市の行政計画における生物多様性の確保への配慮の状況）
		指標7　行政計画への住民等の参加状況 （生物多様性の確保に関する都市の行政計画における住民・企業等の参加の状況）

指標1･2･6･7（灰色の網掛け部分）は、既存の全国調査データや地方公共団体が他の目的で定期的に実施する調査結果を活用して算定することが可能な指標であり比較的簡便性の高い指標であることから、都市の生物多様性指標の算定に当たっては、これらの指標を優先して算定することが望ましい。

②評価結果（参考）

本市における試算結果は以下となりましたが、指標6及び7については、該当する取り組みの範囲を精査する必要があるため、参考値とします。

本市における都市の生物多様性指標

指標	名　　称	算定結果	評価結果
1	緑地等の現況 （都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の割合）	53.8%	A
2	法令等に基づき確保されている緑地等の状況 （都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する法令等に基づく継続性のある緑地等の割合）	21.0%	B
3	都市におけるエコロジカルネットワークの状況	346.4	B
4	動植物種の状況（都市に生息･生育する動植物種数の状況）	情報不足により算定不可	
5	生態系サービスの状況	右記参照	
6	行政の生物多様性取組状況 （都市の行政計画における生物多様性の確保への配慮の状況）	7項目	B
7	行政計画への住民等の参加状況 （生物多様性の確保に関する都市の行政計画における住民･企業等の参加の状況）	4項目	C

*指標2は、1ha以上の樹林地で100m以内に樹林地があるものを対象とした。

「指標5 生態系サービスの状況」の内訳

指標5の各項目	算定結果
①地球温暖化への対応 （都市緑化等による温室効果ガス吸収量）	38.626 t-CO^2 [平成22年度]
②緑地の冷涼化効果 （緑地等による樹冠被覆面積）	37.5% [平成22年度]
③水量の調節 （緑地等による透水効果）	[平成22年度]
④水の浄化と生態系への負荷 （河川等の水質）	93.2% [平成23年度] ↓ 96.5% [平成24年度]
⑤文化的サービスの提供 （指標2に基づく「継続性のある都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等」の1人当たり面積）	50.6㎡／人 [平成22年度]
⑥緑地の利用 （緑地等への年間訪問動向）	統計なし
⑦緑地の教育利用 （学校主催の16歳未満の子どもの緑地等への年間訪問回数）	統計なし

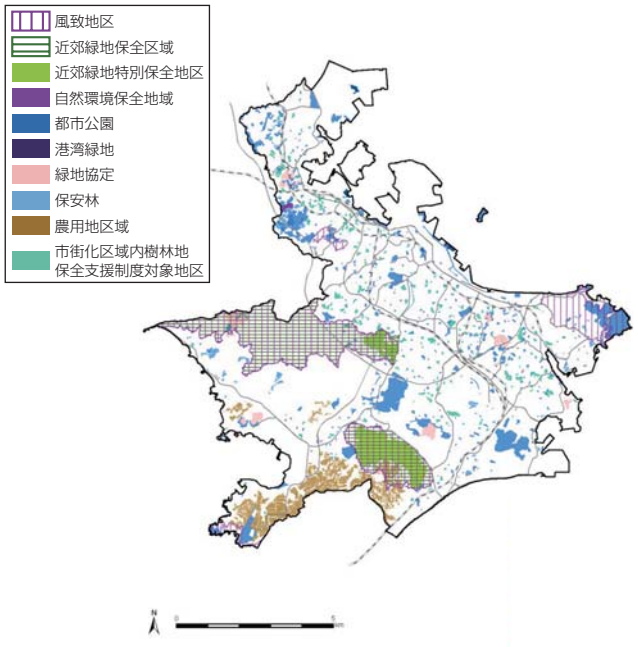

指標2に関する法令等の指定状況

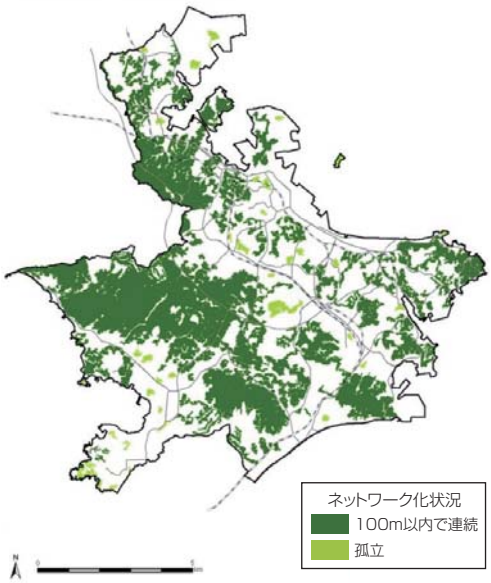

指標3に関する樹林地のネットワーク状況（暫定）

2 地球温暖化

（1）本計画で「地球温暖化」を取り扱う背景

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）では、これまでに「気候システムの温暖化には疑う余地はない」としており、生態系だけでなく、海面上昇、異常気象、食料生産、経済活動など私たちの生活に深刻な影響をもたらすことを指摘しています。また、気候変動の影響に対処するためには、「適応」を進めることが必要となります。

平成27年11月には、気候変動による様々な影響に対し、政府全体として整合のとれた取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的として「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

（2）世界的な動向

①気候変動に関する国際連合枠組条約（1992年）

地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定する条約で、究極の目的は、人類の活動によって気候システムに危険な影響がもたらされない水準で、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を達成することを目的としています。

②京都議定書（1997年）

ア　概要

京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の拘束力のある削減目標（2008年～2012年）を明確に規定しています。また、温室効果ガスの削減目標を達成するために、森林を二酸化炭素吸収源とすることが認められています。

イ　みどりの役割

みどりの役割	概　　要
森林吸収源対策	新規植林・再植林に加え、適切な手入れや保全などの「森林経営」による森林が森林吸収量の算定対象とされている。目標の達成に向けては、間伐などの森林の整備・保全が必要である。
都市緑化等	「みどりの基本計画」など緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、都市公園の整備、道路、河川、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進することで、二酸化炭素吸収量が確保されると推計される。
熱環境改善を通じた低炭素化	都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、民有緑地や農地の保全等により、地表面の人工化による高温化の防止・改善効果が期待される。都市の緑地の保全、屋上・壁面緑化、都市公園の整備、みどりのネットワーク形成等により、冷気の発生源となるみどりが形成され、風の通り道が確保されることで、都市の熱環境改善が期待される。

③気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（2013～2014年）

IPCC第5次評価報告書は、第1作業部会報告書（自然科学的根拠）、第2作業部会報告書（影響・適応・脆弱性）、第3作業部会報告書（気候変動の緩和）の3つの作業部会報告書と統合報告書から構成されています。

第1作業部会（自然科学的根拠）では、「気候システムの温暖化には疑う余地はない」、「温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要である」などと報告しました。さらに、気候変動リスクを低減し管理するためには、適応および緩和があるとしています。

④気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（2015年）

気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」などが採択されました。「パリ協定」には、以下の項目などが含まれています。

世界共通の長期目標として+2℃目標のみならず努力目標としての+1.5℃への言及／森林等の吸収源の保全･強化の重要性、途上国の森林減少･劣化からの排出を抑制する仕組み／適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施／5年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み／協定の発効要件に国数及び排出量を用いるとしたこと／「仙台防災枠組」への言及（COP決定）など

（3）わが国における動向

①地球温暖化対策の推進に関する法律（1998年）

京都会議で合意された京都議定書により、日本に課せられた温室効果ガスの排出削減目標を達成するために策定された法律です。

②改定京都議定書目標達成計画（2008年）

京都議定書におけるわが国の6%削減約束をより確実に達成するために、京都議定書目標達成計画（平成20年3月改定）では、温室効果ガスの種類ごとの排出削減目標や部門別の削減目標などの必要な措置が定められています。

③地球温暖化対策推進法改正（2013年）

平成24年末をもって京都議定書第一約束期間が終了し、京都議定書目標達成計画に基づく取り組みも平成24年度末をもって終了しています。わが国は、京都議定書第二約束期間（平成25～32年）には加わらないものの、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組むため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部を改正し、国による地球温暖化対策計画の策定を規定する等の所要の措置を講じることとしました。

④気候変動の影響への適応計画（2015年）

ア　目指すべき社会の姿（第1部）

気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築をめざします。

イ　分野別施策（第2部）

分　野	影　響	適　応　策
農業、森林・林業、水産業	高温による一等米比率の低下や、りんご等の着色不良 等	水稲の高温耐性品種の開発・普及、果樹の優良着色系品種等への転換 等
水環境・水資源	水温、水質の変化、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加 等	湖沼への流入負荷量低減対策の推進、渇水対応タイムラインの作成の促進 等
自然生態系	気温上昇や融雪時期の早期化等による植生分布の変化、野生鳥獣分布拡大 等	モニタリングによる生態系と種の変化の把握、気候変動への順応性の高い健全な生態系の保全と回復 等
自然災害・沿岸域	大雨や台風の増加による水害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化 等	施設の着実な整備、設備の維持管理・更新、災害リスクを考慮したまちづくりの推進、ハザードマップや避難行動計画策定の推進 等
健康	熱中症増加、感染症媒介動物分布可能域の拡大 等	予防・対処法の普及啓発 等
産業・経済活動	企業の生産活動、レジャーへの影響、保険損害増加 等	官民連携による事業者における取組促進、適応技術の開発促進 等
国民生活・都市生活	インフラ・ライフラインへの被害 等	物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設における防災機能の強化 等

⑤国土交通省気候変動適応計画（2015年）

「気候変動の影響への適応計画」の閣議決定に伴い、国土交通省が実施する適応策をまとめた「国土交通省気候変動適応計画」が公表されました。

ア　基本的な考え方

- 不確実性を踏まえた順応的マネジメント
- 将来の影響の考慮
- 各事業計画等における気候変動への配慮
- 地域特性の考慮、各層の取組推進（地方公共団体、事業者、住民等）
- 現在現れている事象への対処
- ハード、ソフト両面からの総合的な対策
- 自然との共生および環境との調和

イ　適応に関する施策

- 自然災害分野（水害、土砂災害、高潮・高波等）への対策
- 水資源・水環境分野への対策
- 国民生活・都市生活分野（交通インフラ、ヒートアイランド）への対策
- 産業・経済活動分野への対策

資料2　横須賀市の概況に関する資料

1　横須賀市の概況

（1）市域面積（位置）

本市は、神奈川県の南東、三浦半島の中央部に位置し、東京から50km、横浜から20km圏内にあります。東周は東京湾、西周は相模湾にそれぞれ面しています。

市の北端は夏島町で横浜市金沢区との境の平潟湾に面し、南端は長井で三浦市初声町に接し、東端は鴨居の観音崎で東京湾に面し、西端は秋谷の長者ヶ崎で三浦郡葉山町に接します。南北15.8km、東西15.5kmあり、面積は100.83km^2（平成27年4月現在）です。

本市の位置
出典：平成20年横須賀市勢要覧

（2）土地利用の現状

本市の土地利用は、山林、農地等の自然的土地利用が36.8%となっており、都市化の進展の反面、自然的環境がまだ残されています。また、市域の約66%を占める市街化区域では、計画的な市街地形成が図られています。

市全域の土地利用構成

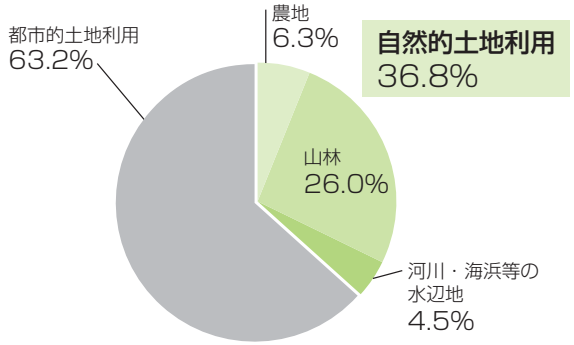

■「自然的土地利用」とは
農地（田・畑・耕作放棄地）、山林（傾斜地山林、平坦地山林）、河川・水面、海浜、河川敷・荒地のこと。

■「都市的土地利用」とは
住宅用地、集合住宅用地、店舗併用住宅用地、作業所併用住宅用地、併用集合住宅用地、業務施設用地、商業用地、宿泊娯楽施設用地、重化学工業用地、軽工業用地、運輸施設用地、広場・運動場等用地、文教･厚生用地、公共用地、供給処理施設用地、その他の空地、防衛用地、道路用地、鉄道用地の土地利用が図られている区域のこと。

市街化区域の土地利用構成

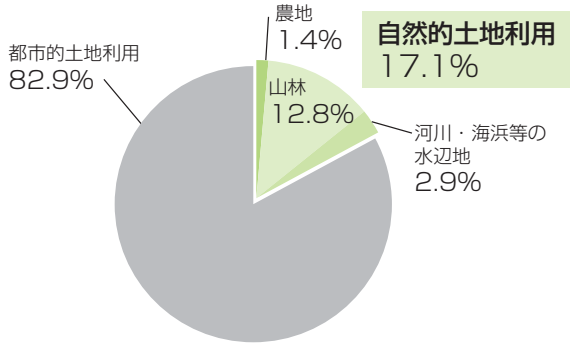

市街化調整区域の土地利用構成

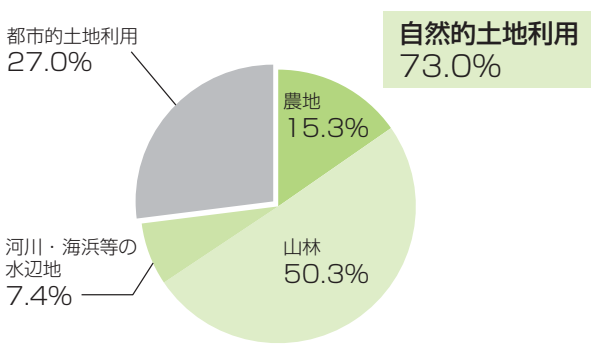

（3）景観的特徴

三浦半島の地形は、山地、丘陵からなる起伏の多い地形であり、市街地やその周辺には、斜面の樹林地（＝斜面緑地）が数多く存在し「海と街並みと斜面緑地」が一体となり、本市特有の都市景観を形成しています。

（4）道路

本市の公共交通網は、鉄道が横浜、東京と横須賀を結ぶ広域交通機関としての役割を担っているほか、鉄道駅を中心としたバスルートが整備されていますが、鉄道、バスともに長期的に乗客数が減少傾向にあります。

また、道路網は広域的な交通の主軸として、横浜横須賀道路が整備されているほか、東京湾沿岸部を南北に結ぶ国道16号、西側・東側地域における幹線道路としての役割を担っている国道134号などの道路網が整備されています。休日や夏季を中心とする観光シーズンには、こうした幹線道路に交通需要が集中することで渋滞が生じており、市民生活や産業活動に影響を及ぼしています。

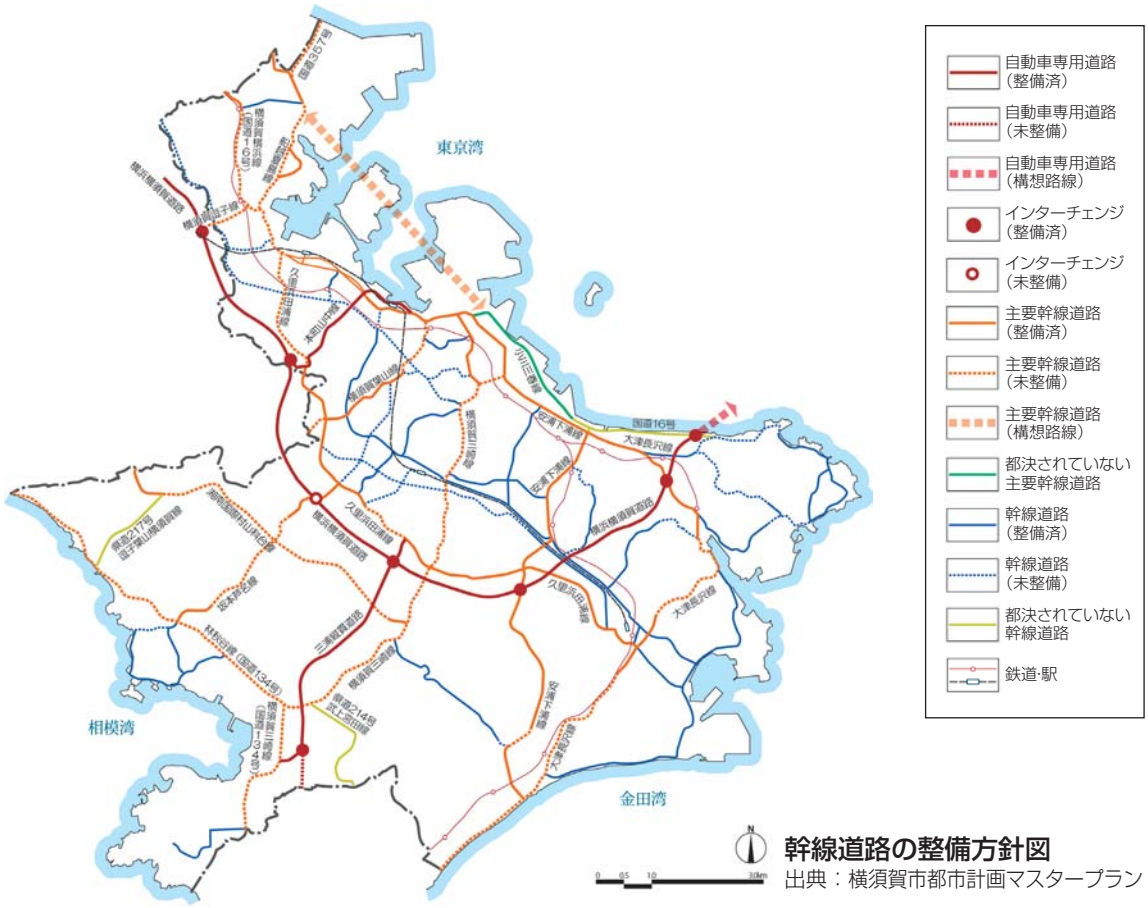

幹線道路の整備方針図
出典：横須賀市都市計画マスタープラン

（5）傾斜地の状況

本市は、急傾斜地や活断層が存在する地形特性から、土砂災害や地震災害の発生が懸念されます。

近年の都市化と市街地の拡大は、徐々にがけの直下にまで広がり、市街地及びその周辺における急傾斜地の危険性は高まってきています。

これら災害を最小限かつ未然に防止するよう神奈川県が実施する「急傾斜地崩壊対策事業」に協力し、がけ崩れから市民の生命と財産を守っています。

崩壊対策は、国が定める一定の採択基準に基づき、危険区域が指定された地域において、県が対策工事を行っています。

本市では、この対策工事の費用の受益者負担とされる部分を市民に代わって負担することをはじめ、土砂災害のおそれのある区域の市民への周知、及び警戒避難態勢の整備等を行っています。

急傾斜地崩壊危険区域	418地域
急傾斜地崩壊危険箇所	527箇所
整備区域	317区域
整備率	60.2%

急傾斜地崩壊対策事業の現状（平成26年度末現在）

2 横須賀市のみどりの概況

（1）斜面緑地

現在、市街化区域の斜面緑地は、宅地開発等により減少しています。その多くが民有地で、かつ、急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。

また、多くの斜面緑地では維持管理が行われないことから、林床への日照不足により下草が生えず、土が露出し、表土流出や根の露出などにより荒廃が進んでいます。

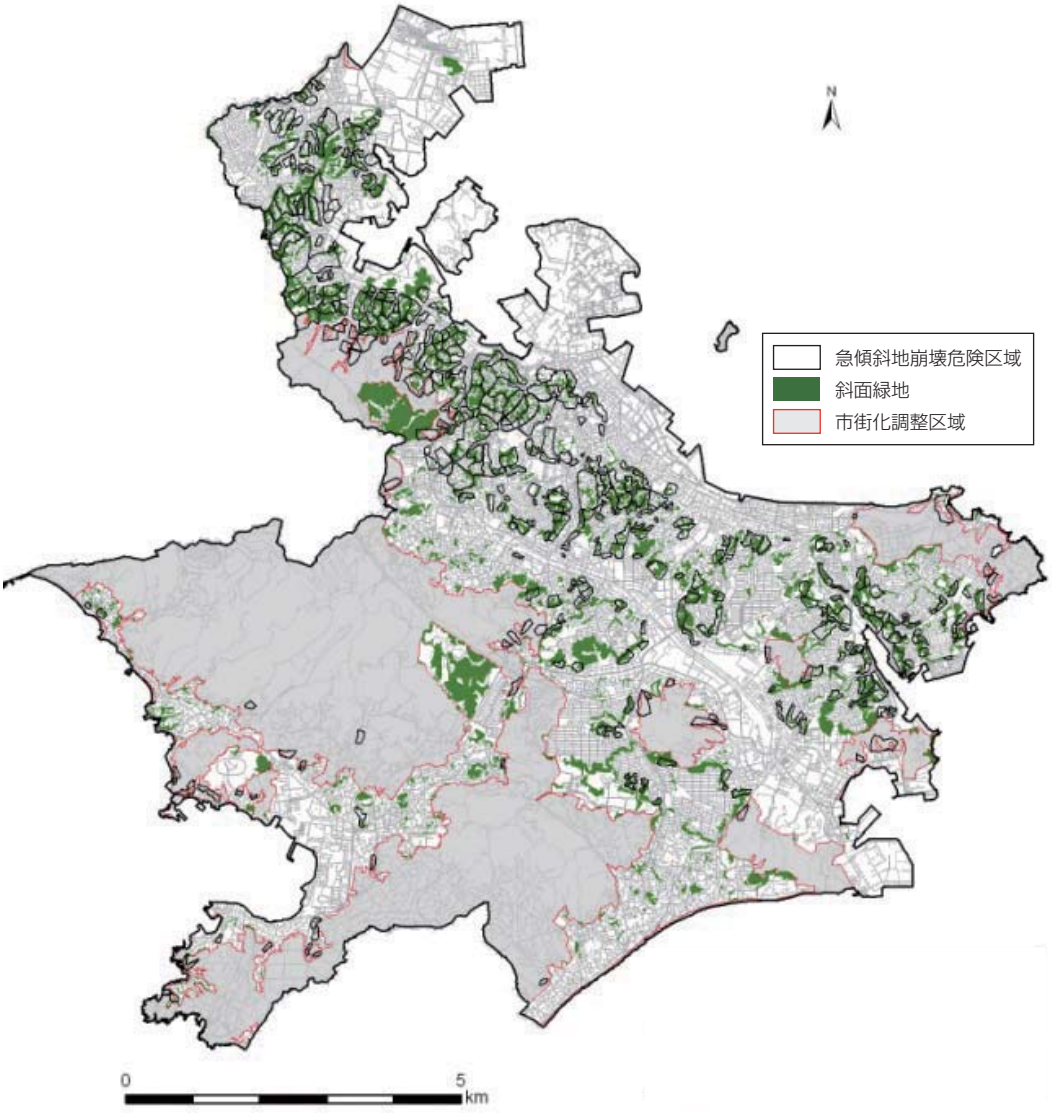

斜面緑地と急傾斜地崩壊危険区域の現況

※斜面緑地＝概ね500㎡以上の公園を除く樹林地

（2）海岸植物調査の結果

本市には、比較的多くの自然海岸が存在し、様々な海岸植物を観察することができます。その豊かな自然海岸の植生状況を把握し、今後の保全や活用につなげるため、本市では平成24・25年度に海岸植物の現地調査を行いました。

場　所	場所の特徴と主に見られる海岸植物	分布域が狭く横須賀の植生を特徴づける海岸植物
猿島	明治時代から第2次世界大戦終戦まで要塞として利用され、一般人の立ち入りが禁止されたため、比較的自然の植生が保たれている。砂浜の状況変化が激しい。海崖や岩上で多くの海岸植物がみられる。主にイソギク、オオバグミ、ガクアジサイ、ツワブキ、ハチジョウススキ、ハマウド、ツルナ、ラセイタソウ。	イソギク
走水 （馬堀～御所ヶ崎）	海水浴場があるため、夏期は多くの人の立ち入りがあるが、砂浜で多くの海岸植物が見られ、海中にはアマモとコアマモが群生している。主に、オニヤブソテツ、ガクアジサイ、カジイチゴ、ツワブキ、ツルナ、トベラ、ハチジョウススキ、ハマカンゾウ、ハマダイコン、ハマヒルガオ、ラセイタソウ。	－
観音崎 （伊勢山崎～鴨居港）	明治時代から第2次世界大戦終戦まで要塞として利用され、一般人の立ち入りが禁止されていたため比較的自然の植生が保たれている。公園があるため植栽されたものも混在するが、多くの海岸植物が崖や岩上で見られる。主にアシタバ、ツルナ、ツワブキ、トベラ、ハチジョウススキ、ハマダイコン、ハマヒルガオ、ハマボッス、ラセイタソウ。	イソギク、 ガクアジサイ、 テリハノイバラ （タチアマモ）
燈明堂 （燈明崎～千代ヶ崎）	燈明堂は江戸時代に造られた灯台跡で、海岸樹林と一体となった自然海岸が多く残されており、景観を楽しめる。植栽された樹木が多いが、岩上に海岸植物が見られる。主に、アシタバ、オオバグミ、シャリンバイ、ツルオオバマサキ、ツルナ、トベラ、ハマウド、ハマダイコン、ハマヒルガオ、ハマボッス、ハマヤブマオ、マルバシャリンバイ、ラセイタソウ。	－
久里浜	平作川の河口に位置し、人の立ち入りが少ないため、自然の植生が保たれている。比較的広い草地が広がっており、市内の東京湾側ではここにしかない植物が生育しており、昆虫を中心に多種の動物の生息・生育・繁殖の場となっている。主に、コウボウシバ、コウボウムギ、ハマダイコン、ハマヒルガオ。	コウボウムギ
野比～津久井	野比、津久井ともに潮の影響で砂浜が減少しつつあり、台風により植生が全てなくなってしまう箇所も少なくない。海崖や岩上で多くの海岸植物が見られる。主にイワダレソウ、コウボウシバ、ツルナ、ハチジョウススキ、ハマダイコン、ハマヒルガオ、ハマボッス、ラセイタソウ。	イソギク
荒崎 （長浜～長井港）	相模湾に面しており、荒崎公園外周の3分の2は海に面している。公園沿岸部は美しい岩場が続き景観が楽しめる。市内における貴重な海岸植物の主な生息地であり、多くの種が確認できる。主に、テリハノイバラ、ハマダイコン、トベラ、ツルオオバマサキ、ツルナ、ツワブキ、ハマヒルガオ。	イソギク、 ヒロハクサフジ、 ワダン
小田和湾 （西浄化センター前～佐島）	西浄化センター前は、広い草地が広がり、人の立ち入りが少ない。佐島は船着き場など漁業施設が多い。砂浜で多くの海岸植物が見られる。主に、オカヒジキ、オニヤブソテツ、コウボウシバ、ツルナ、ツワブキ、ハマオモト、ハマダイコン、ハマヒルガオ、ハマボッス。	（タチアマモ）
天神島臨海 自然教育園	教育園としての整備がされており、多種多様な植物・海洋動物が見られる。また、ハマオモト（ハマユウ）の自然分布の北限地として、県の天然記念物に指定されており、他にも多くの海岸植物が見られる。主にテリハノイバラ、ハチジョウススキ、ハチジョウナ、ハマウド、ハマエノコロ、ハマエンドウ、ハマダイコン、ハマヒルガオ、ハマナデシコ。	イソギク、 ハマボウ （タチアマモ）
芦名～長者ヶ崎	長い砂浜と民家が続く。砂浜後ろの斜面地に草地が広がり、砂浜と崖や岩上で多くの海岸植物が見られる。主にギョウギシバ、コウボウシバ、ツルオオバマサキ、ツルナ、ツワブキ、トベラ、ハチジョウススキ、ハマダイコン、ハマヒルガオ、ハマボッス、ラセイタソウ。	イソギク、 ワダン

※（　）内は、海域に生育する海草

（3）水系及び河川流域・集水域

本市の河川法に基づく法河川は8水系、11河川あり、2級河川は鷹取川、平作川、松越川、竹川の4河川で、平作川が約7kmあり三浦半島で最長で流域も最大のものです。また、準用河川は野比川、長沢川、津久井川、川間川、松越川、竹川、小田和川、荻野川、前田川の9河川（なお、松越川、竹川の準用河川は2級河川の上流部のこと、下流部は2級河川）です。なお、平作川、松越川、前田川の上流域は大楠山山系です。

本市管理河川の治水上（約50mm～約70mm／h対応整備）の河川整備率は99%（未整備ではあるが治水上改修の必要性がないと判断した延長5,800mを含む）を超えていますが、河川上流域には、森林の管理不足による倒木や林床の裸地化などの問題が発生している場所もあり、流域単位での適切な管理の検討が必要となっています。

また、ため池については、水田が減少し、水資源の利用低下により、水面が見られない状態のものが存在するため、調査と活用に関する検討が必要です。

なお、海岸には砂浜、岩礁、干潟などの自然海岸も見られ、観光資源としても利用されています。

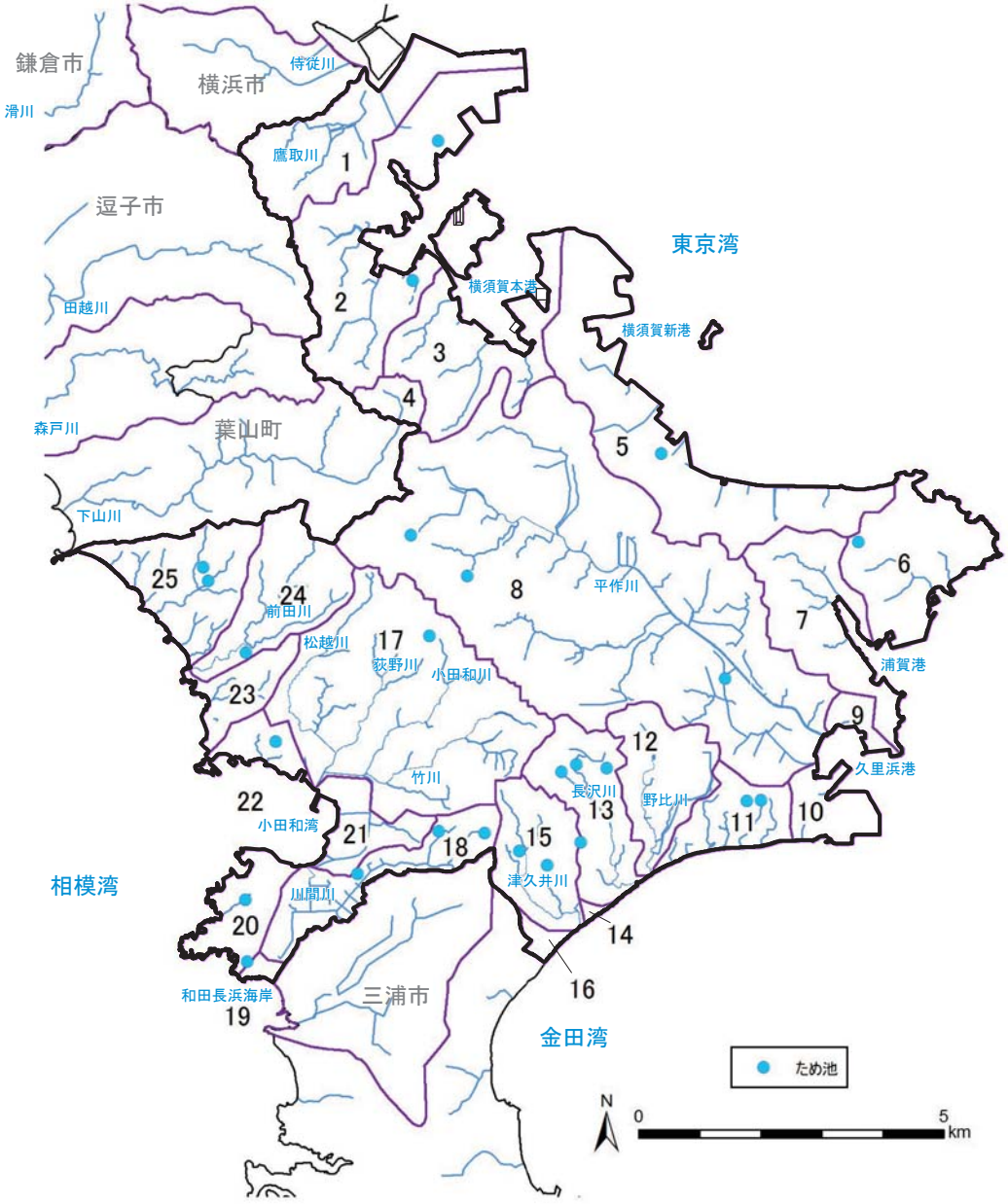

水系及び河川流域･集水域の現況

（4）歴史的資産

本市は古くは弟橘媛の伝説に始まり、鎌倉幕府草創期の三浦一族の存在、ペリー率いる黒船来航、横須賀製鉄所の開設などそれぞれの時代の日本史の重要な舞台になっており、豊かな自然・様々な交流の中で、歴史と文化が育まれています。

指定文化財	
1	夏島貝塚（国指定）
2	朝倉能登守室墓（市指定）
3	三浦安針墓（国指定）
4	三浦枕状溶岩（市指定）
5	衣笠城跡（市指定）
6	磨崖仏（市指定）
7	伝三浦義明廟所（市指定）
8	薬王寺旧跡（市指定）
9	伝三浦為継とその一党の廟所（市指定）
10	横須賀市上下水道局走水水源地貯水池及び浄水池（国登録有形文化財）
11	会津藩士墓地（市指定）
12	燈明堂跡及び周辺地域（市指定）
13	吉井貝塚を中心とした遺跡（県指定）
14	内川新田開発記念碑（市指定）
15	ペリー上陸記念碑（市指定）
16	茅山貝塚（県指定）
17	伝佐原義連廟所（市指定）
18	かろうと山古墳及び周辺地域（市指定）
19	一騎塚（市指定）
20	天神島、笠島及び周辺水域（県指定）

天然記念物（自然林等）	
a	大松寺林（県指定）
b	叶神社の社叢林（県指定）
c	モガシを含む自然林（市指定）
d	白髭神社の社叢林（県指定）
e	三島社の社叢林（県指定）
f	馬堀自然教育園（市指定）

その他歴史的資産	
ア	明治憲法起草地記念碑
イ	梅田隧道碑
ウ	逸見波止場衛門
エ	記念艦「三笠」
オ	猿島
カ	赤門
キ	旧横須賀重砲兵連隊営門
ク	永島家の長屋門
ケ	公郷町の庚申塚群
コ	観音埼灯台、観音埼灯台點灯の碑
サ	東耀稲荷
シ	大衆帰本塚の碑
ス	浦賀ドック
セ	浦賀の渡船
ソ	西叶神社社殿彫刻
タ	中島三郎助招魂碑
チ	浦賀奉行所跡
ツ	御林
テ	浦賀港拓道碑
ト	怒田城址
ナ	砂村新左衛門墓
ニ	佐原城址
ヌ	中島三郎助筆による句碑
ネ	前島密翁の墓、碑
ノ	若命家長屋門
ハ	立石
ヒ	子安の里

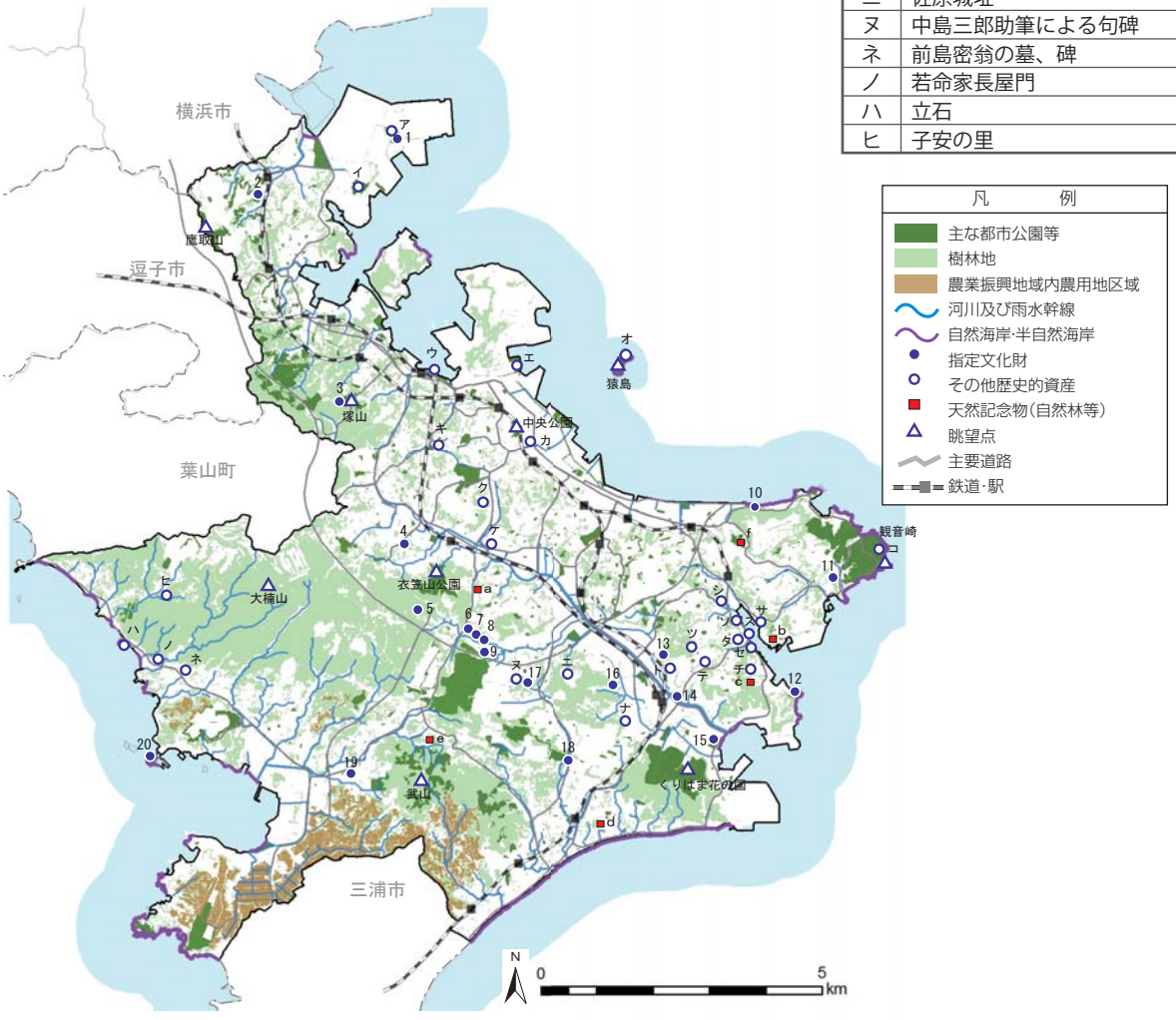

指定文化財・天然記念物等分布図

（5）みどりをつなぐプロムナード・散歩道

本市のハイキングコース、歴史的散歩コース、うみかぜの路（海と緑の10,000メートルプロムナード）、観光コース等をつなぐと、みどりをつなぐプロムナード・散歩道が整備されます。

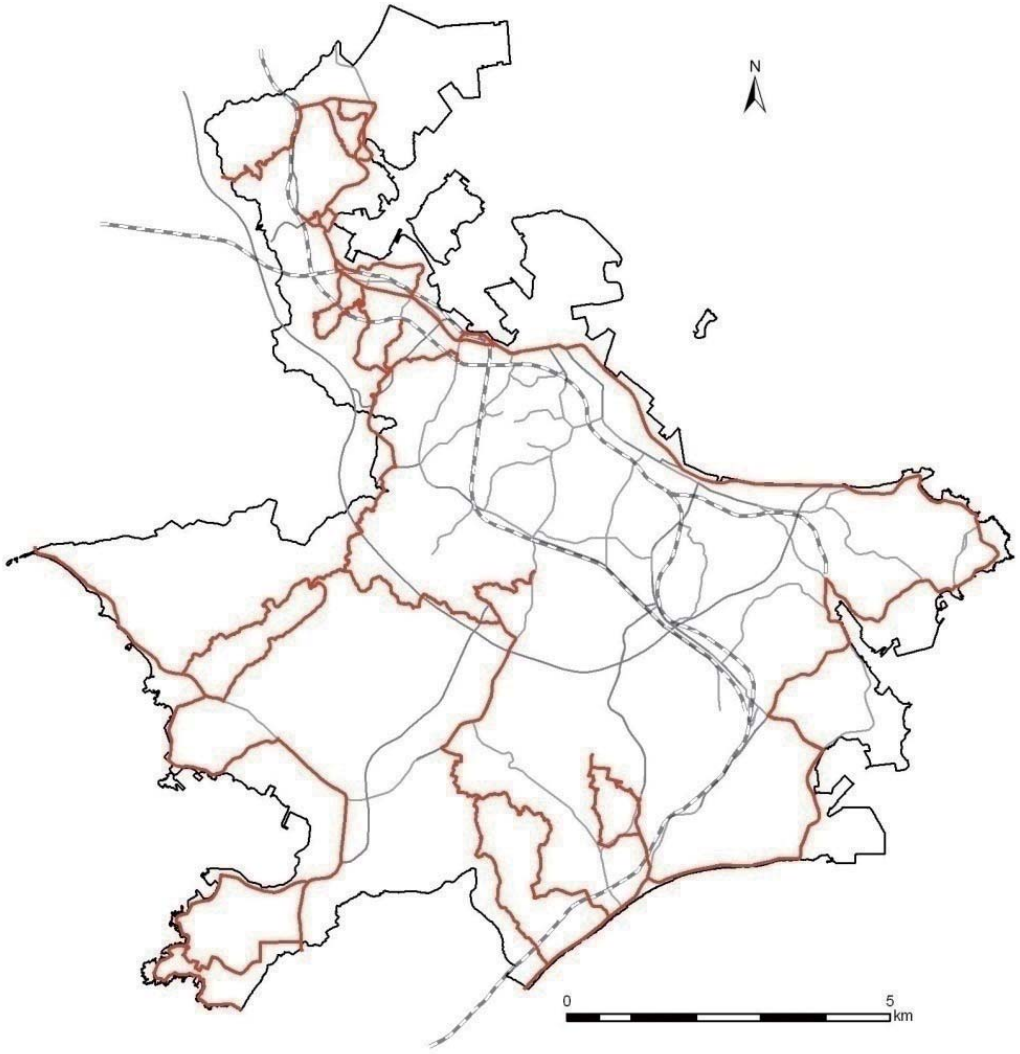

プロムナード･散歩道

資料3　横須賀市のみどりの取り組みに関する資料

1　みどりの保全に関する主な取り組み

（1）樹林地の保全に関する取り組み

市街化調整区域（＝都市計画により定められた、市街化を抑制する区域）には、丘陵を形成する樹林地や、それらの周辺に一団のまとまりとなって存在する樹林地に加え、猿島・観音崎・荒崎・天神島などの自然海岸と一体となったみどりなどが残っており、貴重な自然環境や自然景観を形成しています。これらについては、法令等に基づく地区指定によって保全の取り組みをしてきました。

一方、市街化区域（＝優先的、計画的に市街化を図るべき区域）には、市の北部や、既に住宅開発が行われた地区の外周部などに、斜面緑地が存在し、身近な自然景観として人々の心に潤いを与えるみどりとして残っており、市街化区域内樹林地保全支援制度やみどりの寄附制度による公有地化（都市公園）により保全する取り組みを行っています。

今後も計画的に近郊緑地特別保全地区のみどりの買い取りや、民有地の樹林地を守るために、その他の樹林地保全のための支援などを継続していく必要がありますが、公有地化された樹林地の維持管理にかかる市の財政的な負担が問題となっています。

樹林地の保全に関する主な取り組みは、以下のとおりです。

主な取り組み	実　績　等
「首都圏近郊緑地特別保全地区」の指定	「衣笠大楠山地区」「武山地区」の2地区約244haを指定し、緑地保全以外を目的とした行為が制限され強くみどりが守られている。（増減無し）
土地の買い取りによる緑地保全	平成26年度買い取り面積約5.8ha 本市の買い取り総面積約53.4ha（42.4ha増）
「保安林」の指定	約53haを指定し、土地利用が厳しく制限され、強くみどりが守られている。（1ha増）
「自然環境保全地域」の指定	約5haを指定し、土地利用が厳しく制限され、強くみどりが守られている。（増減無し）
「適正な土地利用の調整に関する条例（市）」による指導等	自然山林を含む3,000㎡以上の開発行為の場合、開発区域の20%の樹林地を保全するよう指導。
「市街化区域内樹林地保全支援制度」による、樹林地の所有者への支援	約36.8haを指定し、山林所有者と協定を結び、奨励金を交付し、民有樹林地の維持・保全を支援。（15.2ha減）
「市民緑地制度」による保全	1カ所。みどりの基本条例に基づき、民有地のみどりを借地契約し、広く市民に公開する制度。平成24年度から運用。
「みどりの寄附制度」による保全	本市に寄附された民有樹林地は約29.5haあり、都市公園（都市林）として維持管理し保全。（0.5ha増）
都市林として保全	本市が所有する都市林は、約94.8haあり、維持管理し保全。（54.7ha増）

※数値は平成26年度末現在　（　）内は、前見直し計画【平成20年度末】との増減

①緑地保全として担保性のあるみどりの現状

「首都圏近郊緑地保全法」等の法令などにより永続的に守られるみどりは、次のとおりです。

区　　分	面積(ha)
首都圏近郊緑地特別緑地保全地区	244
保安林	53
自然環境保全地域	5
計	302

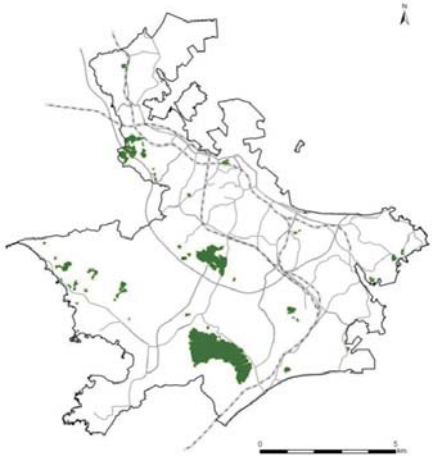

②「首都圏近郊緑地特別保全地区」の指定及び土地の買い取りによる緑地保全

現在、「首都圏近郊緑地保全法」に基づき「衣笠大楠山地区」「武山地区」の2地区（約244ha）が「近郊緑地特別保全地区」として指定されています。この指定地区では土地利用が制限され、強くみどりが守られています。不許可処分となった土地の所有者からの申し出があった場合には、その土地の買い取りを行い、緑地を保全しています。本市では、平成13年度から土地買い取りを行っており、その累計面積は約53.4haです。

③「保安林」の指定

現在、約53haが保安林に指定され、土地利用が厳しく制限され、強くみどりが守られています。

④「自然環境保全地域」の指定

現在、約5haが自然環境保全地域に指定され、土地利用が厳しく制限され、強くみどりが守られています。

⑤「適正な土地利用の調整に関する条例（市）」による指導等

当該条例に基づき開発行為等の対象行為を行う場合に、緑地の保全や緑化等について基準を設けて審査・指導等を行っています。平成26年度は、56件の指導を実施しています。

⑥「市街化区域内樹林地保全支援制度」による、樹林地の所有者への支援

市街化区域内の500㎡以上の優良な緑地（地目が山林、雑種地）について、土地所有者からの申し出により市長と保全契約を締結しています。固定資産税と都市計画税の3倍相当額と面積に2円を乗じた額を奨励金として交付しています。現在は、約36.8haを指定し、維持・保全を支援しています。

⑦市民緑地制度

民有地の「みどり」を市が土地所有者と借地契約を締結し、広く市民に公開する制度で、平成25年6月より「長坂5丁目市民緑地」（6,222㎡）の供用を開始しています。

⑧「みどりの寄附制度」による保全

500㎡以上の良好な山林について、一定の基準を満たすものの寄附を受けいれています。平成26年度末までに、約29.5haの寄附を受けています。

⑨都市林として保全

買い取りや寄附などにより市が取得した樹林地は、都市公園（都市林）として、樹林地の維持管理を行っています。現在は、約94.8haの都市林があります。

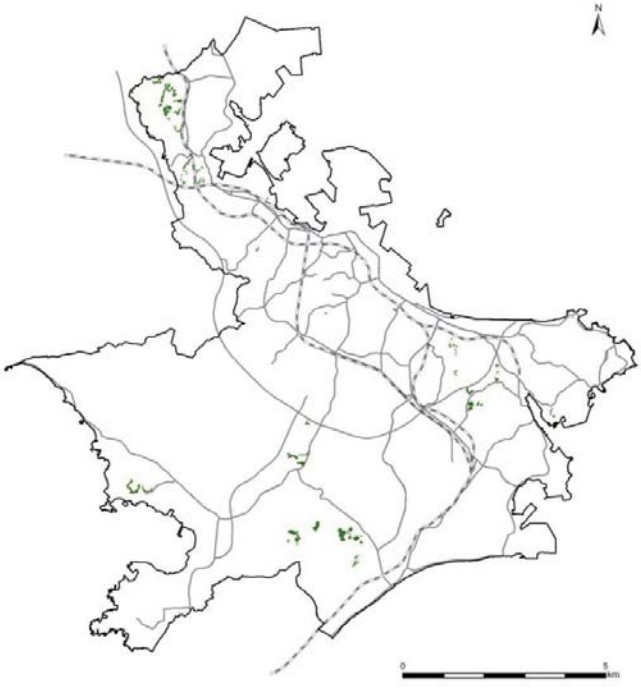

都市林の現況

（2）生物多様性の確保に寄与するみどりの保全に関する取り組み

平成12年に実施した「よこすかの植生」の調査結果により、本市には13地区に自然植生が残っていることが明らかになりました。これらの特徴あるみどりを保全するため、様々な制度を運用しています。また、みどりは、多様な生物の生息・生育・繁殖の場として、重要な役割を果たすため、保全や再生活動を行うとともに、活用を図っています。

主な取り組み	実　績　等
「自然林保全制度」による保全	3地区。民有地に存在する自然林を保全する制度で、奨励金を交付する。平成24年度から運用。
「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の運用	5施設で策定・運用。保全に向けた考え方に基づき、自然植生を保全する。平成24年度より順次、運用。
里山的環境保全・活用事業の推進	2地区でモデル事業を実施。自然環境をより良い状態にするための里山的環境を市民・事業者・行政などが連携し、保全や活用を図る。

※数値は平成26年度末現在

①自然林保全制度

市域に残る貴重な民有の自然林を保全するため、土地所有者と保全契約を締結し、保全を前提に奨励金を交付しています。平成24年度より制度の運用を開始し、「住吉神社」「大松寺」「三浦正八幡宮」の3地区7,745㎡の保全を図っています。

②「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の運用

「諏訪公園」「荒崎公園」「猿島公園」「夏島貝塚」「天神島臨海自然教育園」において、「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」を策定し、施設内に残る自然植生の保全を図っています。

③里山的環境保全・活用事業の推進

荒廃した里山的環境を再生し、市民が身近に自然を感じられるような環境を創出するとともに、市民・団体・企業・行政が役割分担しながら里山的環境の保全・活用を行い、多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるみどりを保全しています。

手入れ前の状況（長坂モデル地区）

手入れ後の状況（長坂モデル地区）

田んぼづくり講習会（長坂モデル地区）

稲刈り作業（長坂モデル地区）

（3）農地等のみどりの保全に関する取り組み

市の南～西部にかけて広がる農業用地では、農地を守るため、「農業振興地域整備計画」に基づき計画的に農用地区域の保全を図っています。また、市街化区域内にある田畑のみどりを保全するための「生産緑地」の指定により保全を図っています。農地等の保全に関する主な取り組みは、以下のとおりです。

主な取り組み	実　績　等
農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域内農用地区域」の指定	3地区で約565haの農業振興地域を指定し、その内の約332haの農業振興地域内農用地区域では土地利用が制限され、強くみどりが守られている。
生産緑地法に基づく「生産緑地地区」の指定	生産緑地25.3haを指定し、土地利用を制限。指定期間が終了するなどの理由により、買い取りを申し出ることができる。

※数値は平成26年度末現在

①農業振興地域内農用地区域

現在、3地区（565ha）が指定（平成25年度末）され、その内、農業振興地域内農用地区域（332.2ha)が存在しています。

②生産緑地

現在、25.3ha（平成26年度末）を生産緑地地区として指定しています。指定期間の終了などに伴い、土地所有者は市に買い取りを申し出ることができます。市街化区域内の緑地の保全の観点から、買い取りを行う際は「公園緑地」としての活用が有効であると考えるため、公園化に関する基準（フロー図)を以下のとおり作成し、運用しています。

生産緑地廃止時における公園化基準【フロー図】

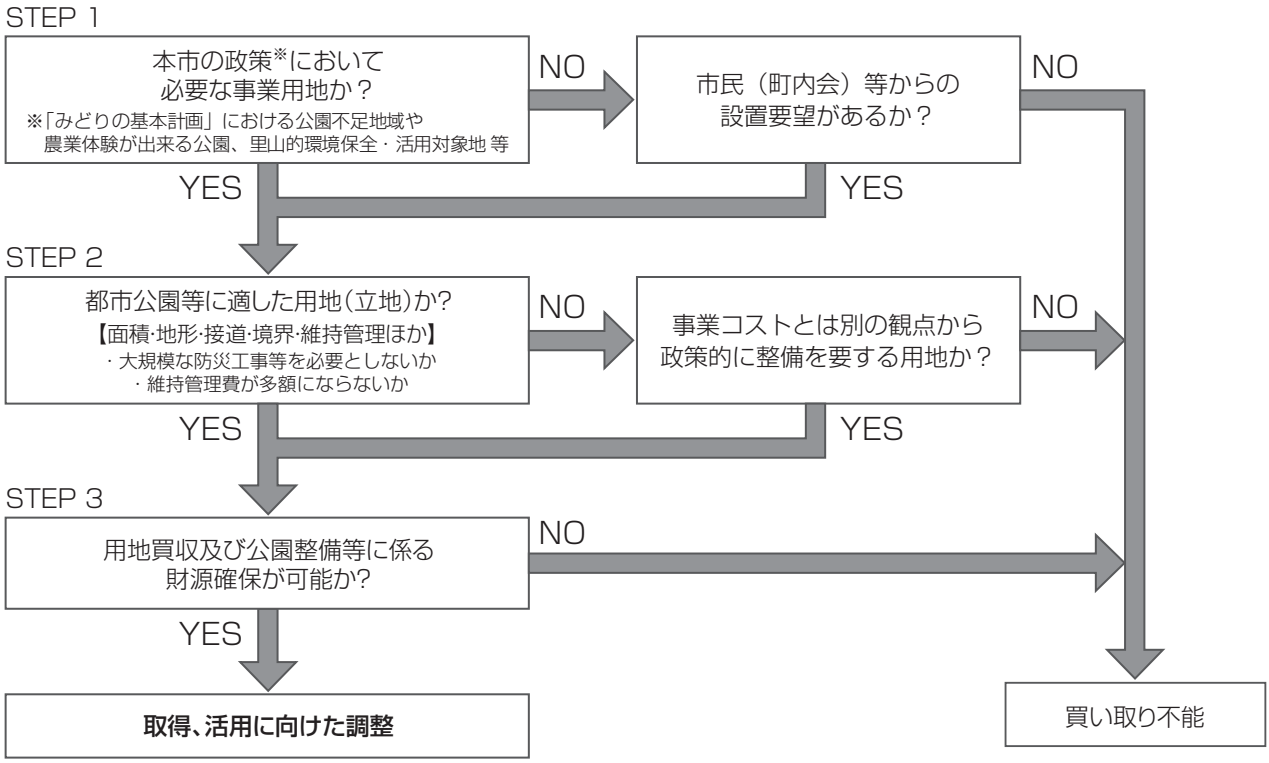

2 みどりの創出に関する主な取り組み

本市では三笠公園、くりはま花の国、長井海の手公園（ソレイユの丘）、県立観音崎公園など市を代表する公園や、市民生活に身近な街区公園などの都市公園等が整備されています。また、都市公園以外の公園的施設としては、うみかぜ公園、海辺つり公園などの港湾緑地が整備され、水辺とみどりが一体となったレクリエーションの場として多くの人が来園しています。そして、これらの施設を結んだネットワークとして「海と緑の10,000メートルプロムナード」の整備が進んでいます。

一方、公共施設における緑化推進では、「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」を運用し、率先して緑化に努めるとともに、みどりの育成管理に配慮してきました。

また、平成24年度からは「民有地緑化支援制度」により民有地の緑化を支援してきました。さらに「地区計画」「緑地協定」「風致地区」等の指定により、地区全体の緑化を促進し、加えて「適正な土地利用の調整に関する条例（市）」などの基準により、全市域を対象に土地利用における一定率の区域内緑化を指導することで、みどり豊かなまちづくりを推進してきました。

これまでのみどりの創出に関する主な取り組みは、以下のとおりです。

主な取り組み	実　績　等
都市公園等の整備	520カ所　約511.3ha（38カ所、66.1ha増）
港湾緑地の整備	8カ所　約10.8ha
公共施設の緑化等ガイドラインの運用	緑化、伐木の際の報告やアドバイスの実施　※平成25年度より運用開始
民有地緑化支援制度による緑化推進	19件　594㎡　※平成24年度から実施
緑地協定締結による緑化推進	23地区　約97.3ha（1地区、4.4ha増）

※数値は平成26年度末現在　　（　）内は、前見直し計画【平成20年度末】との増減

①都市公園等の整備

本市の都市公園は約511.32haあり、市民一人当たりの面積は12.59㎡／人で全国平均の10.1㎡／人や都市公園法施行令で定める整備標準10㎡／人を上回り、県内の他市（町を除く）では一番多く、首都圏の中でも都市公園の整備が進んでいる自治体といえます。しかし、公園種別毎に国の整備標準と比較すると、まだ、下回っている公園種別のものもあります。また、街区公園は、地域によって偏りがあります。

※街区公園の整備方針の考え方（参考）、都市公園の整備実績、都市公園の種別の表を示します。

街区公園の整備方針の考え方（参考）

街区公園　標準規模0.25ha、1町内会圏内に1箇所以上（参考:誘致距離250m）

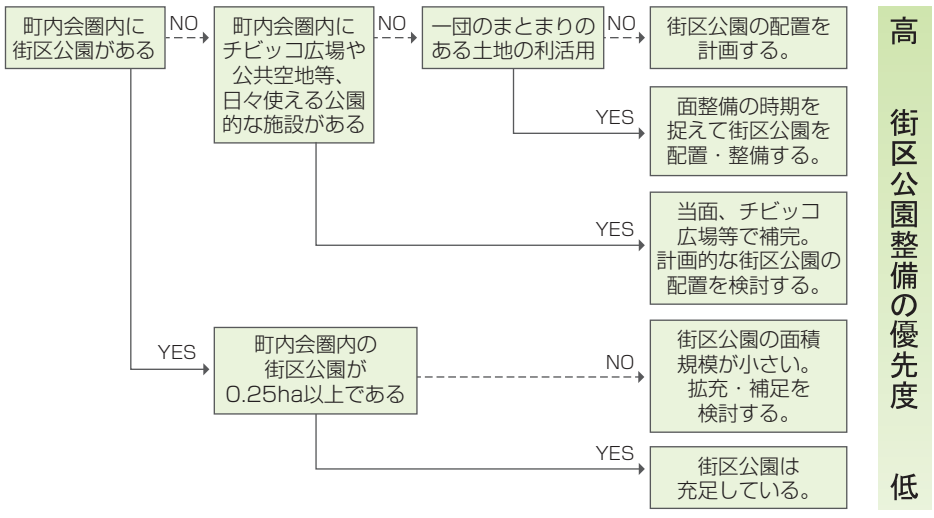

都市公園の整備実績

区　分		平成20年度末 整備実績面積 （人口：426,099人）			平成26年度末 整備実績面積 （人口：406,027人）		
		整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
		箇所数	面積(㎡)		箇所数	面積(㎡)	
住区基幹公園	街区公園	357	736,425	1.73	373	774,300	1.91
	近隣公園	20	353,276	0.83	22	390,543	0.96
	地区公園	1	47,566	0.11	2	76,929	0.19
都市基幹公園	総合公園	1	167,413	0.39	1	167,413	0.41
	運動公園	5	338,086	0.79	5	338,086	0.83
特殊公園	風致公園	4	211,787	0.50	4	211,787	0.52
	動植物公園	1	37,583	0.09	1	37,583	0.09
	歴史公園	4	101,208	0.24	4	100,008	0.25
	墓　園	-	-	-	-	-	-
緑地等	緩衝緑地	-	-	-	-	-	-
	都 市 林	64	401,049	0.94	80	947,858	2.33
	広場公園	-	-	-	-	-	-
	都市緑地	22	1,347,212	3.16	24	1,357,816	3.34
	緑　道	2	6,484	0.02	3	7,260	0.02
大規模公園	広域公園	1	703,647	1.65	1	703,647	1.73
	国営公園	-	-	-	-	-	-
合　計		482	4,451,736	10.45	520	5,113,230	12.59

都市公園の種別

区分		内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣居住区当たり1箇所を目途に、面積2haを標準として配置します。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1地区当たり1箇所を目途に、面積4haを標準として配置します。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。
特殊公園	風致公園	自然的条件を十分活用した修景施設を中心に、主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置します。
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて配置します。
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置します。
	墓　園	その面積の2／3以上を園地等とし、良好な景観かつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置します。
緑地等	緩衝緑地	大気汚染、騒音・振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域等を分離遮断することが必要な区域などに配置します。
	都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地帯において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置します。
	広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置します。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置します。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合などは0.05ha以上とします。
	緑　道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯及び歩行者路及び自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として配置します。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、面積50ha以上を標準として配置します。
	国営公園	国が設置する大規模な公園で、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として配置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備します。

②港湾緑地の整備

港湾区域における緑地の港湾緑地は、「うみかぜ公園」「海辺つり公園」など、8カ所、約10.8haを整備しました。今後は、新たに3カ所を整備する予定です。

港湾緑地の現況

③その他の公共施設の緑化

平成25年4月より、「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」の運用を開始し、公共施設の適切な緑化等に向けた取り組みを推進するとともに、みどりの育成管理に配慮してきました。

海辺の公園と自然資源をネットワークする「海と緑の10,000メートルプロムナード」の整備が進んでいます。

また、河川整備においても生物空間確保及び水質浄化の河床整備等、環境に配慮した整備が行われています。

さらに、街路樹については、歩道の幅員確保が優先され、撤去された場所もあり、今後は目立った増加は見込めない状況にあります。なお、老木や大木の樹種転換の必要性が指摘されています。

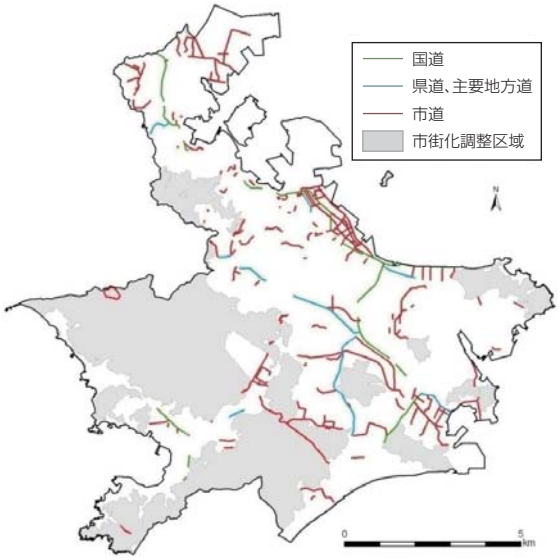

街路樹の現況

④民有地の緑化

平成24年度より、民有地における道路面や駐車場など、目に見える場所への緑化に係る費用の一部を助成する「民有地緑化支援制度」を運用し、みどりの少ない市街地の緑化を推進するとともに、みどり豊かな景観形成を図っています。

また、緑地協定や「適正な土地利用の調整に関する条例（市）」などにより土地利用における一定率の区域内緑化を指導してきました。さらに、市民参加による“花いっぱい”の街づくり等を積極的に展開しています。

3 みどりの活動に関する主な取り組み

今後は、市民・NPO・事業者・行政が一体となって、みどりに対する関心を高め、理解と意識を深めていくことに加え、みどりに対する取り組みや活動を行う体制と仕組みづくりが必要です。特に、市民意識や事業者意識の高まりに加え、価値観の多様化、高齢化社会に伴う社会貢献ニーズの増加により、「みどり」に関する活動の場づくりの必要性が高まっています。

これまで市では、都市公園等において、「横須賀エコツアー」や各種イベントを開催するなど、「みどり」を守りながら身近にふれあうことのできる事業を実施してきました。平成25年には、「継承の森」を設置し、自然とふれあうことのできるイベントの実施や、保全に関する活動などのモデル的事業を実施してきました。

また、市民参加によるみどりを育てる取り組みとして、樹林地の管理体験や草花の育成管理等の市民参加事業などを実施してきました。さらには、市民参加による花の維持管理活動、花の種、苗支給による自治会等の花壇管理や花の育成、報償金制度による自治会等の公園除草・清掃への支援、まちかど里親制度によるボランティア団体の公園・街路樹・河川等の維持管理の支援などを行っています。

そして、それらの周知のために「広報よこすか」や市のHP等を通じ情報発信を行っています。

①横須賀エコツアー推進事業

本市の魅力ある「自然観光資源」を見い出し、その自然を守りながら多くの人々が身近にふれあうことができる「横須賀エコツアー」を「猿島公園」「観音崎公園」「大楠・西海岸」において、平成25年度から実施しています。今後は、新たなフィールドでの活動を検討していきます。

②継承の森の設置

本市を代表する樹林地の内、将来に向けて守っていく「みどり」の象徴として指定する区域で、「田浦梅の里」「衣笠山公園」「光の丘水辺公園」の一部に設置しています。今後は、市民が身近な自然を知り、ふれあい、自然からの恵みを実感できる「身近な自然との共生」社会をめざして、残された横須賀の自然（生態系）保全のあり方について検討していきます。

③樹林地管理モデル事業

本市の里山と呼ばれる山林の多くは、昔から薪炭林として維持されてきましたが、近年荒廃が進行しています。これらを良好な状態に保つための維持管理手法を検討することを目的として、市民・行政が連携した調査及び試験的な伐木などのモデル事業を実施します。

④イベントの開催

田浦梅の里（梅林まつり）、南郷公園・衣笠山公園・根岸公園（桜まつり）・ヴェルニー公園（ローズフェスタ）など、それぞれの都市公園で各種イベントが開催されています。

⑤花いっぱいの推進

公園や街なかの花壇に花を咲かせて、潤いある街づくりを推進するため、市民参加により、花のまち“よこすか”をイメージできる施策展開を継続しています。

⑥みどりの管理に関する市民協働事業の推進

公園、街路、河川等において、市民団体や地域の自治会等の協力により、清掃や樹木の管理、自然環境保全等の作業・活動が行われています。

⑦みどりの基金

「みどりの基金」は、緑化推進やみどりの保全に必要な費用に充当するために設けられており、平成9年4月に11億5,871万6,581円から始めています。

平成26年度末の基金残高は、2億1,026万円となっており、これまでに緑地保全奨励金や都市緑地法に基づく土地購入、特別緑地保全地区のパトロール、民有地緑化支援事業などの経費として充当しました。

基金残高を確保することを目的に、平成14年10月には「緑のよこすかチャリティークリック」を開始しました。また、平成17年度から自動販売機の売り上げの一部を基金に充てる制度を始め、平成26年度には公園内の自動販売機設置手数料の見直しを行いました。さらに、平成27年度からは、「ふるさと納税」の内容の充実などにより、基金残高の確保に努力しています。

しかし、基金残高は目減りする傾向にあるため、基金残高を確保していく方策を考えていく必要があります。

資料4　みどりに関する市民意識

1　市民意識

これまで実施された各種アンケートにより、市民がみどりや自然環境などについて、以下のような意識を持っていることがわかります。

(1)「横須賀市の魅力」について

本市の魅力についての調査結果では、3つまでの複数選択にて「海や緑などの自然環境に恵まれている」が83.4%と最も多く、次いで「魚介類・農産物などが新鮮で、豊かな食生活ができる」が45.2%、また、5位には「観光資源や歴史的資産に恵まれている」、6位には「道路、公園などの都市基盤が整備され、生活するのに便利である」など、上位に「自然環境の恵み」や「みどり」に関する回答を得ています。

横須賀市の魅力の項目（上位8つ）	平成25年1月		平成23年3月		前回比
	順　位	回答割合(%)	順　位	回答割合(%)	
海や緑などの自然環境に恵まれている	1	83.4	1	82.6	0.8
魚介類・農産物などが新鮮で、豊かな食生活ができる	2	45.2	2	44.8	0.4
大都市に近く、通勤・通学に便利である	3	43.7	3	43.8	▲0.1
国際色豊かである	4	22.9	4	23.1	▲0.2
観光資源や歴史的資産に恵まれている	5	18.2	6	16.2	2.0
道路、公園などの都市基盤が整備され、生活するのに便利である	6	16.8	5	20.3	▲3.5
地域での人間関係がとてもよい	7	12.8	8	10.8	2.0
身近でスポーツ・レクリエーションを楽しむ機会に恵まれている	8	12.0	9	8.4	3.6

※回答は3つまでの複数選択のため、回答割合の合計は100%にならない　　出典：横須賀市総合計画進行管理報告書（平成25年9月）より

(2)「横須賀市への定住意識」について

本市への定住意識の調査結果では、「今住んでいるところに住み続けたい」の63.5%、「横須賀市内のどこかに住み続けたい」の18.5%を合わせ、82.0%に上り、定住意識の高さがうかがえます。

(%)

調査年度	①今住んでいるところに住み続けたい	②横須賀市内のどこかに住み続けたい	③市外に転居したい	①+②
平成27年度	63.5	18.5	18.0	82.0
平成26年度	63.1	20.8	16.2	83.9

※四捨五入しているため、回答割合の合計は100%にならない
出典：基本計画重点プログラム市民アンケート報告書（平成27年９月）より

(3)「横須賀市に住み続けたい理由」について

横須賀市への定住意識において、「今住んでいるところに住み続けたい」、「横須賀市内のどこかに住み続けたい」と回答された方を対象に、その理由を3つまで選択していただいた結果では、「自然環境が豊か」が56.2%と最も多く選択されており、本市の定住促進にとっても「豊かな自然環境」が重要なものであることがうかがえます。

市内に住み続けたい理由（上位8つ）	全　体		選択順1番目		選択順2番目		選択順3番目	
	件数(人)	回答割合(%)	件数(人)	回答割合(%)	件数(人)	回答割合(%)	件数(人)	回答割合(%)
自然環境が豊か	312	56.2	160	28.8	94	18.7	58	13.1
買い物しやすい	218	39.3	49	8.8	103	20.5	66	14.9
親・親族が近くに住んでいる	193	34.8	74	13.3	48	9.5	71	16.1
通勤・通学に便利	162	29.2	44	7.9	74	14.7	44	10.0
治安がよい	143	25.8	77	13.9	34	6.8	32	7.2
住民の雰囲気がよい	125	22.5	20	3.6	41	8.2	64	14.5
災害への心配がない	88	15.9	35	6.3	35	7	18	4.1
道路、公園などの都市基盤が整備されている	64	11.5	14	2.5	28	5.6	22	5.0

※回答は3つまでの複数選択のため、回答割合の合計は100%にならない　　出典：基本計画重点プログラム市民アンケート報告書(平成27年9月)より
※着色　　は上位3項目

2 子育て世代の意識

「みどりの基本計画」を改定するにあたり平成26年8月から10月に実施した、子育て世代を対象としたアンケート結果により、子育て世代がみどりや自然環境などについて、以下のような意識を持っていることがわかりました。

（1）市内の公園について

①「市内の公園の利用」について

子どもの市内の公園利用については、「よく利用している」の23.6%、「時々、利用している」の60.1%を合わせ、83.7%の方が利用されていることがわかります。

	件数(人)	割合(%)
よく利用している	120	23.6
時々、利用している	305	60.1
利用していない	81	15.9
無回答	2	0.4
合　計	508	100.0

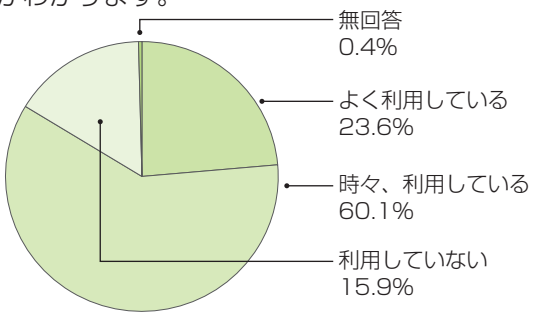

②「利用させたい（したい）公園」について

子どもに利用させたい、または、子どもと一緒に利用したい公園については、「遊具の多い公園」が一番多い回答でした。　※回答は3つまでの複数選択

	件数(人)	割合(%)
遊具の多い公園	369	25.0
歩いて行ける近くの小さな公園	253	17.1
広場がある公園	210	14.2
自然豊かな公園	207	14.1
遠くても駐車場のある大きな公園	151	10.3
樹木や草花の多い公園	129	8.8
あまり決まり(制限)が無く自由に遊べる公園	113	7.7
その他	41	2.8
合　計	1,473	100.0

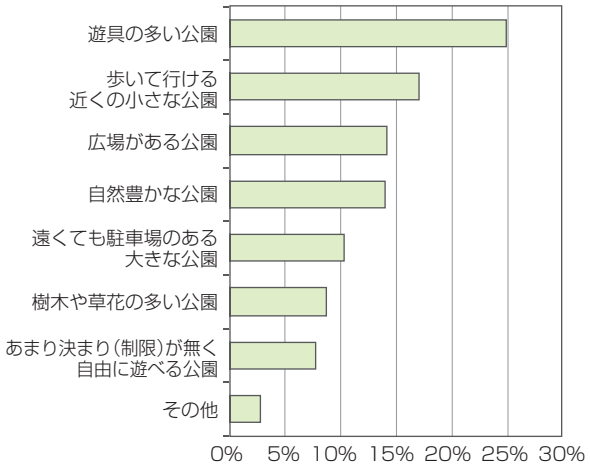

（2）市内の自然環境について

①「市内の自然環境とふれあう機会」について

子どもの市内の自然環境とふれあえる場所（海、山、川など）の利用については、「よく行く」の11.0%、「時々、行く」の63.6%を合わせ、74.6%の方が利用されていることがわかります。

	件数(人)	割合(%)
よく行く	56	11.0
時々、行く	323	63.6
行かない	125	24.6
無回答	4	0.8
合　計	508	100.0

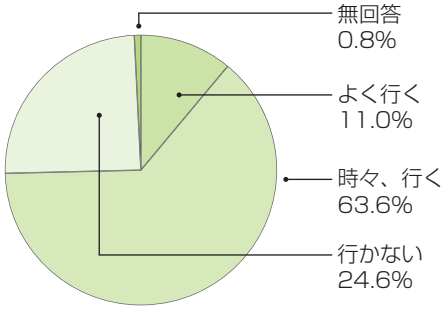

②「どのような自然環境において、どのような体験をしているか」について

市内の自然環境にふれあえる場所に「よく行く」、「時々、行く」と回答された方を対象に、その場所についての調査結果では、「海」と回答された方が最も多く、次いで、公園であることがわかりました。その他の場所や体験の内容などについては、以下のとおりです。

場所	件数(人)	体験の内容など
海	249	眺望を楽しむ、潮干狩り、海水浴、魚釣り、生きもの観察、バーベキュー など
公園	102	遊具で遊ぶ、キャンプ、ピクニック、バーベキュー、生きもの観察 など
山	57	生きもの観察、ドングリ拾い、木登り、キャンプ、ピクニック、バーベキュー など
川	40	水遊び、魚釣り（獲り）、キャンプ、バーベキュー など
島	4	探検、散策
その他	88	畑、博物館、自然観察、キャンプ、ピクニック、バーベキュー、いも掘り など

③「今後、自然環境とふれあう機会を設けたいか」について

今後、自然環境とふれあう機会を設けたいと思うかについては、「設けたい」の69.5%、「ある程度、設けたいと思う」の28.9%を合わせ、98.4%の方が自然環境とふれあう機会を設けたいと思っていることがわかりました。

	件数(人)	割合(%)
思う	353	69.5
ある程度思う	147	28.9
思わない	6	1.2
その他	0	0.0
無回答	2	0.4
合　計	508	100.0

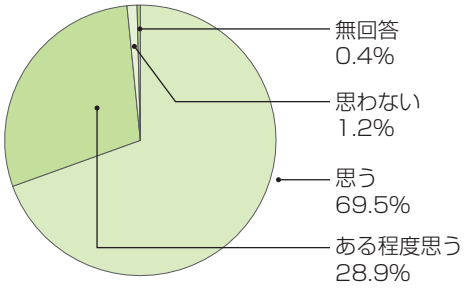

④「子どもにどのような自然環境とのふれあい体験をさせたいか」について

子どもにどのような自然環境とのふれあい体験をさせたいかについては、以下のとおり、様々な意見がありました。　※回答は複数選択可

	件数(人)	割合(%)
磯遊び・海水浴	318	15.2
ハイキングやピクニック	310	14.8
キャンプ	305	14.5
川遊び	288	13.7
自然観察	241	11.5
釣り	192	9.1
田んぼ・畑づくり	175	8.3
昆虫採集	167	8
シーカヤック	80	3.8
その他	24	1.1
合　計	2,100	100

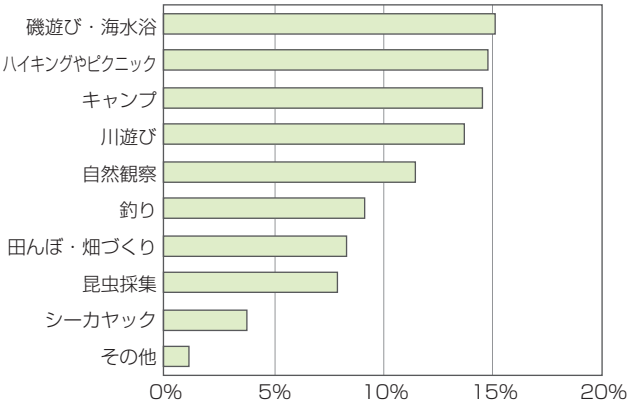

⑤「自然とのふれあう機会を増やすため、行政（市）に望むこと」について

今後、自然とのふれあう機会を増やすため、行政（市）に望むことについての調査結果では、「ふれあいの場の確保」や「イベントの開催」よりも、「それらの情報提供（発信）」が一番多い回答でした。　※回答は複数選択可

	件数(人)	割合(%)
ふれあいの場やイベントなどの情報提供（発信）	309	38.1
ふれあいの場の確保	254	31.3
イベントの開催	206	25.4
その他	42	5.2
合　計	811	100.0

3 自然環境活動団体の意識

「みどりの基本計画」を改定するにあたり平成26年8月に実施した、市内で活動している自然環境活動団体を対象としたアンケート結果により、自然環境に関する活動をされている方々が、みどりや自然環境などについて、以下のような意識を持っていることがわかりました。

(1)「本市の現在の自然環境」について

現在の本市の「みどり」の印象については、以前（概ね20年前）と比べて「低下している」の30.8%、「どちらかというと低下している」の38.4%を合わせ、69.2%の方が低下しているという回答でした。

また、同様に本市の「生きものを含む自然環境」について以前と比べた印象については、「低下している」の30.8%、「どちらかというと低下している」の30.8%を合わせ、61.6%の方が低下しているという回答でした。

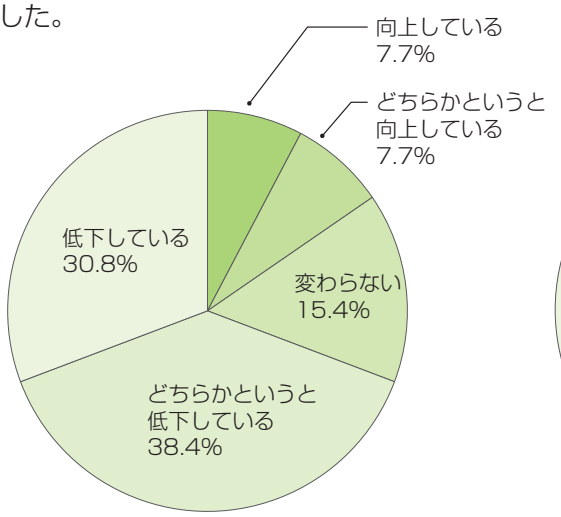

みどりの印象

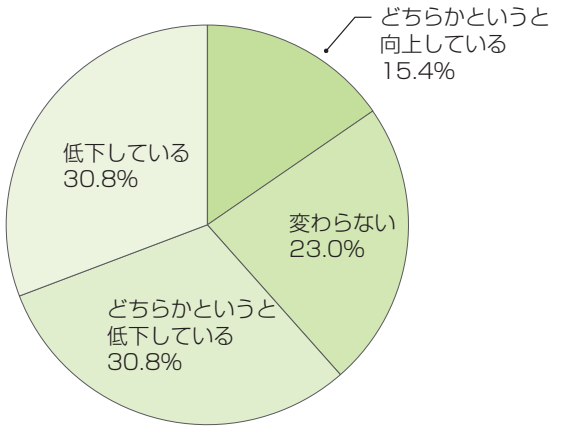

自然環境の印象

(2)「望ましい本市の自然環境」について

（1）の質問を踏まえ、本市のみどりや自然環境がどのようになると良いかについての主な意見は、以下のとおりです。

海岸再生、里山再生、生物多様性の確保、自然環境の保護・保全・整備・再生、観察会・体験教育活動の実施、自然と市民のふれあいの機会の増加、指導者の配置、みどりの質の充実、市民協働による維持管理体制の確立、樹林地管理、規制緩和、自然保護リーダーの育成、多様な自然と人々の生活の一体化、町内会ごとの取り組み、宅地化の制限、市街化区域内の斜面緑地の保全、街路樹の拡大及び育成管理、主要公園の植栽のあり方見直し、竹林や放置林の手入れ、河川敷の緑化、みどりのカーテン・屋上壁面緑化の普及 など

(3)「行政に取り組んでほしいこと」について

今後、本市の自然環境をより良くしていくために、行政に取り組んでほしいことについての主な意見は、以下のとおりです。

里海再生、自然環境にふれあえる場の保全、自然環境活動団体への支援、竹林管理、公園内の希少植物の保護、公共施設における樹木剪定技術の向上、猿島のウミウの繁殖地となる崖の保全、みどりの中で学べる仕組み、樹林地の適正管理手法の検討、自然活動団体の許可申請の規制緩和、借地による緑地保全、自然の中の公園、身近な自然環境の整備、緑地の買い取り、自然環境に関する啓発、公共施設の緑化の推進、外来生物の対策、河川上流部の樹木管理、斜面緑地の保全及び開発規制、海浜植物の復元、里山の再生、自然環境に関する啓発、隣接自治体との連携、観察路の指定や保全 など

資料5　横須賀市みどりの基本計画改定の経過

1　横須賀市みどりの基本計画改定の経緯

年　月	検討会議など
平成26年(2014年)　6月	・第10回　環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討 ・横須賀市環境審議会へ諮問及びみどり政策推進部会へ付議 （横須賀市みどりの基本計画の改定について）
平成26年(2014年)　7月	・第７回　横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議
平成26年(2014年)　8月	・市内自然環境活動団体への「横須賀市みどりの基本計画改定に関するアンケート」の実施 【18団体中13団体から回答】 ・子育て世代への「公園・自然環境に関するアンケートの実施 【提出件数：508件】
平成26年(2014年)　10月	・第８回　横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議 ・第52回　横須賀市環境審議会にて審議状況の報告 ・第11回　環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討
平成26年(2014年)　12月	・第９回　横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議 ・第12回　環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討
平成27年(2015年)　1月	・パブリック・コメント手続の実施【提出意見：9人から100件】 （横須賀市みどりの基本計画の改定骨子について）1／9～2／2 ・「みどりの基本計画改定骨子案」に関する説明会の開催 1／12、13の2回開催【参加者数：延べ17名】
平成27年(2015年)　2月	・第13回　環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討
平成27年(2015年)　3月	・第10回　横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議 ・第17回　環境総合政策会議にて計画骨子を決定
平成27年(2015年)　5月	・第54回　横須賀市環境審議会にて審議状況の報告
平成27年(2015年)　6月	・第14回　環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討 ・第11回　横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議
平成27年(2015年)　7月	・第12回　横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議
平成27年(2015年)　9月	・第13回　横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議 ・第56回　横須賀市環境審議会にて審議状況の報告
平成27年(2015年)　10月	・第15回　環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討
平成28年(2016年)　11月	・パブリック・コメント手続の実施【提出意見：3人から36件】 （横須賀市みどりの基本計画改定素案について）11／11～12／1 ・「みどりの基本計画改定素案」に関する説明会の開催 11／15、16の2回開催【参加者数：延べ9名】
平成27年(2015年)　12月	・第14回　横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議
平成28年(2016年)　1月	・第16回　環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討
平成28年(2016年)　2月	・第15回　横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議
平成28年(2016年)　3月	・第58回　横須賀市環境審議会にて審議結果の報告及び答申 ・第19回　環境総合政策会議にて計画を決定

2 横須賀市環境審議会みどり政策推進部会

■ 部会委員及び専門委員名簿

区　分	氏　名	選出区分等	所　属　等
部　会　長	髙梨　雅明　（タカナシ　マサアキ）	学識経験者（緑行政）	（一社）日本公園緑地協会研究顧問
部　会　長 職務代理者	岸　　由二　（キシ　ユウジ）	学識経験者（自然環境）	慶應義塾大学名誉教授
委　　員	内海　麻利　（ウチウミ　マリ）	学識経験者（都市計画）	駒澤大学教授
	交告　尚史　（コウケツ　ヒサシ）	学識経験者（行政法）	東京大学大学院教授
	島野　武久　（シマノ　タケヒサ）	事業者（農業）	JAよこすか葉山　経済部次長
	野崎　章子　（ノザキ　アキコ） 平成27年9月30日まで	市　　民	公募委員
	藤澤　浩子　（フジサワ　ヒロコ） 平成27年10月1日から	市　　民	公募委員
専門委員	川名　亘子　（カワナ　ノブコ）	子どもの健全育成	横須賀市母親クラブ連絡会顧問
	島田　正文　（シマダ　マサフミ）	公園･緑地	日本大学教授
	林　　公義　（ハヤシ　マサヨシ）	自然環境	（元）横須賀市自然･人文博物館長、 日本大学非常勤講師

■ 部会開催経過

年度	回	年　月　日	議　事　内　容
26	第７回	平成26年　7月　1日	・改定のスケジュールと検討体制について ・改定に関する基本的事項とポイントについて ・市民意見について・現行計画の進捗状況
	第８回	平成26年10月　1日	・改定計画骨子案（Ⅰ～Ⅲ章）について
	第９回	平成26年12月15日	・改定版骨子案たたき台（Ⅰ～Ⅳ章）について
	第10回	平成27年　3月　9日	・計画改定の前提となる用語の定義について ・パブリック・コメント手続の結果について ・現行の推進施策の取扱いと新規施策について
27	第11回	平成27年　6月　3日	・改定計画に位置づける推進施策について ・ゾーン別計画について
	第12回	平成27年　7月29日	・改定計画に位置づける推進施策について ・ゾーン別計画について
	第13回	平成27年　9月17日	・横須賀市みどりの基本計画改定素案について
	第14回	平成27年12月24日	・パブリック・コメント手続の結果について ・資料編及び用語集について
	第15回	平成28年　2月24日	・横須賀市みどりの基本計画（改定案）について ・横須賀市みどりの基本計画概要版（案）について

■諮問

横 環 自　　第 30 号
平成 26 年(2014 年) 6 月 23 日

横須賀市環境審議会委員長　様

横須賀市長　吉 田　雄 人

横須賀市みどりの基本計画の改定について（諮問）

横須賀市では現在、みどりの基本条例に基づく「横須賀市みどりの基本計画」（平成 22 年 3 月見直し）に基づき、みどり行政を推進しています。
現行の計画は、目標年次を平成 27 年度としているため、今般、平成 26 年度から「横須賀市みどりの基本計画」を改定することといたしました。
新たな計画では、本市を取り巻く自然環境の多様な変化に対応した目標等を設定するとともに、より良い自然環境を次世代に引き継ぐための実効性のある計画とする必要があります。
つきましては、みどりの基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、「横須賀市みどりの基本計画」の改定について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

（諮問内容）
1　新たな「横須賀市みどりの基本計画」の基本理念、体系等について
2　新たな「横須賀市みどりの基本計画」で設定する目標及び取組むべき施策等について
3　現行「横須賀市みどりの基本計画」から引き継ぐべき施策等について
4　その他、参考となる自由意見

以上

吉田市長から猿田委員長への諮問

■答申

平成 28 年(2016 年) 3 月 7 日

横須賀市長　吉 田　雄 人　様

横須賀市環境審議会
委員長　猿 田　勝 美

横須賀市みどりの基本計画の改定について（答申）

みどりの基本条例第９条第４項の規定に基づき、平成 26 年（2014 年）６月23日付け横環自第 30 号にて諮問された標記の件について、当審議会みどり政策推進部会に付議し、９回の部会を開催し、議論を重ねてまいりました。

その結果、「横須賀市みどりの基本計画（改定案）」として取りまとめましたので、別添のとおり答申いたします。

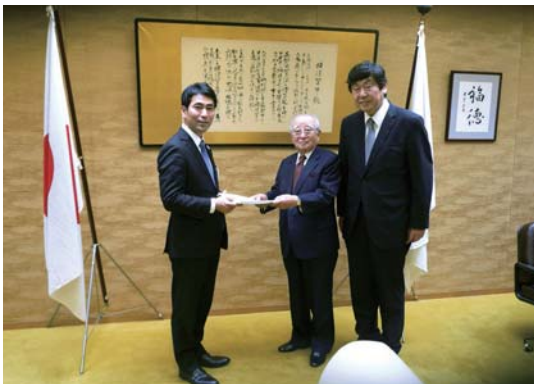

猿田委員長及び髙梨部会長から吉田市長へ答申

3 環境総合政策会議

（1）環境総合政策会議

■委員名簿

所属・職名		
市長（委員長）	副市長（副委員長）	
上下水道局長	教育長	政策推進部長
政策推進部担当部長（渉外担当）	総務部長	財政部長
財政部担当部長（市税担当）	市民安全部長	市民部長
福祉部長	健康部長	こども育成部長
環境政策部長	資源循環部長	経済部長
経済部担当部長（観光担当）	都市部長	土木部長
港湾部長	上下水道局経営部長	上下水道局技術部長
消防局長	市議会事務局長	教育委員会事務局　教育総務部長
教育委員会事務局　学校教育部長	選挙管理委員会事務局長	監査委員事務局長

■会議開催経過

年度	回	年　月　日	議　事　内　容
26	第17回	平成27年3月18日	・横須賀市みどりの基本計画（骨子案）について
27	第19回	平成28年3月17日	・横須賀市みどりの基本計画について

（2）環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会

■部会委員名簿

所属・職名		
環境政策部自然環境共生課長（部会長）	環境政策部環境企画課長（副部会長）	
政策推進部 政策・自治基本条例担当課長	財政部財政課長	市民部市民生活課長
環境政策部公園管理課長	環境政策部公園建設課長	経済部農林水産課長
都市部都市計画課長	都市部市街地整備景観課長	都市部開発指導課長
都市部建築指導課長	土木部道路維持課長	土木部河川課長
土木部傾斜地保全課長	港湾部港湾企画課長	教育委員会事務局教育総務部 博物館運営課長

■部会開催経過

年度	回	年　月　日	議　事　内　容
26	第10回	平成26年　6月30日	・改定のスケジュールと検討体制について ・改定に関する基本的事項とポイントについて ・市民意見について・現行計画の進捗状況
	第11回	平成26年10月16日	・改定版骨子案たたき台（Ⅰ～Ⅲ章）について
	第12回	平成26年12月16日	・改定計画骨子案（Ⅰ～Ⅳ章）について
	第13回	平成27年　2月13日	・パブリック・コメント手続の結果について ・現行の推進施策の取扱いと新規施策について
27	第14回	平成27年　6月　1日	・改定計画に位置づける推進施策について ・ゾーン別計画について
	第15回	平成27年10月15日	・横須賀市みどりの基本計画改定素案について
	第16回	平成28年　1月13日	・パブリック・コメント手続の結果について ・資料編及び用語集について
	意見照会	平成28年　2月　3日	・横須賀市みどりの基本計画（改定案）について ・横須賀市みどりの基本計画概要版（案）について

資料6　みどりの基本条例

平成23年3月28日
条例第13号

目　次

前文
第1章　総則（第1条 ― 第8条）
第2章　みどりの基本計画（第9条・第10条）
第3章　みどりの保全及び創出のための基本的事項（第11条 ― 第16条）
第4章　みどりの保全及び創出のための施策（第17条 ― 第22条）
第5章　雑則（第23条・第24条）
附則

本市は、三方を海に囲まれるとともに丘陵や斜面などのみどりにも恵まれ、この自然環境が本市の大きな魅力となっています。しかし、都市化の進行に伴って、かつてあった豊かなみどりが減少しており、その保全と創出の必要性が高まっています。

みどりは、地球環境の維持にとって重要であるとともに、自然環境の核となり、人を含む多くの生物の生命を支える基盤を形成するものです。さらに、自然とのふれあいの場や人々の交流の場の提供、美しい景観の形成、土砂流出の防止などの防災面における貢献等を通じて、私たちに心の安らぎや健康を与えています。このように、私たちは生きていくうえで、みどりから限りない恩恵を享受しています。

私たちは、かけがえのないみどりの重要性を認識し、自らの手でみどりを守り、つくり、育て、活かすために、それぞれの立場で協力し合い、みどり豊かな自然と調和し、そのみどりと親しむことのできる「みどりの中の都市」の実現を目指すとともに、みどりを将来の世代に継承するために、この条例を制定します。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、本市におけるみどりの保全及び創出について基本理念を定め、市民、土地所有者等、事業者及び市の責務を明らかにし、並びにみどりの保全及び創出に関する基本的な事項を定めることにより、みどり豊かな都市の実現とみどりの将来の世代への継承を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（他の条例との整合）

第2条　市は、この条例が本市のみどりに関する政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

（定義）

第3条　この条例において「みどり」とは、樹木、草花等の植物並びに樹林地（樹木がまとまって生育している一団の土地をいう。以下同じ。）、草地、水辺地、田畑等の土地及び空間が単独又は一体となって良好な自然的環境及び自然的景観を形成しているオープンスペース並びに公園、広場、街路樹、民有地の庭等をいう。

2　この条例において「土地所有者等」とは、市内の土地について所有権その他の権原を有する者をいう。

（基本理念）

第4条　みどりの保全及び創出は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（1）　みどりは、すべての人にとってかけがえのない存在であり、将来にわたって継承すべきものとの認識に立つこと。

（2）　みどりは、多様な生物が生息し、生育し、及び繁殖する場所であることに配慮すること。

（3）　市民、土地所有者等、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働を行うこと。

（4）　土地所有者等の権利を尊重するとともに、公共の福祉との適切な調和を図ること。

（市民の責務）
第5条　市民は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、所有し、又は管理する土地又は施設において樹木、草花等を植栽し、又は維持するなど、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。
（土地所有者等の責務）
第6条　土地所有者等は、基本理念に基づき、所有し、又は権原を有する土地における樹林地等が土砂流出、倒木その他の災害を起こすことのないように、自らの責任においてみどりを適切な状態に維持管理し、かつ、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。
（事業者の責務）
第7条　事業者は、基本理念に基づき、地域のみどり豊かな環境が確保されるような社会貢献を行うなど、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。
（市の責務）
第8条　市は、基本理念に基づき、みどりの保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、これを実施しなければならない。
2　市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、土地所有者等及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を尊重するとともに、市民等が参画できるよう必要な措置を講じなければならない。
3　市は、みどりの保全及び創出について市民等の意識の啓発を図るよう努めるものとする。
4　市は、みどりの保全及び創出のため、必要に応じて国及び他の地方公共団体との連携及び協力を行うよう努めなければならない。

第2章　みどりの基本計画

（みどりの基本計画の策定）
第9条　市長は、みどりの保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、みどりの保全及び創出に関する基本計画（以下「みどりの基本計画」という。）を策定するものとする。
2　市長は、みどりの基本計画の策定を行うに当たっては、法第4条第3項に規定する計画のほか、次に掲げる計画との調整を図り、各計画が相互に連携するようにしなければならない。
（1）　環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）第9条第1項に規定する横須賀市環境基本計画
（2）　その他本市のみどりに関する基本的な計画
3　みどりの基本計画には、次に掲げる事項を定める。
（1）　みどりの保全及び創出についての目標
（2）　みどりの保全及び創出についての施策に関する事項
（3）　法第4条第2項（第1号及び第2号を除く。）に規定する事項
4　市長は、みどりの基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、環境基本条例第22条第1項に規定する横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。
5　市長は、みどりの基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
（平24条例1・一部改正）
（みどりの基本計画に基づく施策の実施等）
第10条　市長は、みどりの基本計画に定める施策を実施するときは、前条第2項に規定する各計画との調整及び連携を図るものとする。
2　市長は、みどりの基本計画に定める施策の実施に当たって必要があると認めるときは、審議会に意見を求めることができる。

第3章　みどりの保全及び創出のための基本的事項

（みどりの保全及び創出のための制度の整備及び施策の実施）

第11条　市は、みどりの保全及び創出のために必要な制度を整備し、及びその他の施策を実施するものとする。

（みどりの量及び質の確保）

第12条　市は、みどりの保全及び創出に関する制度の整備、施策の実施、調査、研究等を行うに当たっては、みどりの量を増加させるとともに、みどりの快適性、景観、利用及び活用並びに防災に対する配慮の重要性等のみどりの質の向上及びその継続を図るよう努めるものとする。

（施設の緑化等の推進）

第13条　市は、市民の健康の増進、交流の促進及びみどりとのふれあいを図るために、公園等の市の施設について整備及び活用を推進するとともに、道路、港湾その他の公共施設における緑化を推進するものとする。

（市民等への支援）

第14条　市は、市民等に対して、みどりの保全及び創出のために必要な支援を行うことができる。

（調査の実施等）

第15条　市は、みどりの状況を把握するために必要な調査、研究等を適宜行い、みどりの保全及び創出に関する施策に反映させるものとする。

（市民等への情報の発信）

第16条　市は、市民等がみどりに親しむこと及びみどりを活かすことを促進するために必要な情報を発信するものとする。

第4章　みどりの保全及び創出のための施策

（市街化区域内における樹林地の保全支援）

第17条　市は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域をいう。以下同じ。）における樹林地の保全を希望する土地所有者を支援するための制度を設けることができる。

（自然林の保全）

第18条　市は、市内に存在する自然状態の樹林を保全するための制度を設けることができる。

（みどりの寄附）

第19条　市は、良好なみどりを保全するため、土地所有者からの樹林地等の寄附を受けるための制度を設けることができる。

（民有地の緑化支援）

第20条　市は、市街地の民有地における緑化を推進するため、市民等に必要な支援を行うことができる。

（制度の活用）

第21条　市は、みどりの保全及び創出により、みどり豊かな市街地の形成、地域の良好な環境の確保及びみどりの市民の利用への提供を図り、並びに市街地における限られた空間を効果的に利用した市民等による自主的な緑化の取組みを促進するため、法に規定する都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する各制度の活用に努めるものとする。

（その他の施策等）

第22条　市は、第17条から前条までに規定するもののほか、みどりの保全及び創出のために必要な制度を設け、措置を講じ、又は支援を行うことができる。

第5章　雑則

（この条例の見直し）

第23条　この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、この条例施行後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

（その他の事項）

第24条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（関係条例の廃止）

2　緑地条例（昭和47年横須賀市条例第25号）は、廃止する。

（経過規定）

3　この条例施行の際現に法第4条第1項の規定により定められている基本計画は、第9条第1項の規定により策定されたみどりの基本計画とみなす。

4　附則第2項の規定による廃止前の緑地条例第4条の規定によりなされた緑地等の指定の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（平成24年1月25日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月30日条例第24号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

用　語　集

あ行

雨水幹線
浸水のない快適な都市環境を整備するために、市街地における雨水を排除する水路。

エコツアー（横須賀エコツアー）
市内の山、川、海辺などを巡り、身近に自然とふれあうとともに、自然の豊かさと大切さを学ぶツアー。

NPO
民間非営利団体（Not-for-Profit Organization）の略。環境や福祉などの社会的活動を継続的、自発的に行う、営利を目的としない団体。

オープンスペース
公有・私有を問わず公開性（立ち入れる）が確保された広がりのある屋外空間。

温室効果ガス
大気を構成する気体であって、地表で暖められた熱エネルギーを吸収し再放射することで大気を暖めるもの。二酸化炭素、メタン、一酸化炭素等があげられる。

か行

外来生物
人間の活動によって海外や国内の他の地域から、意図する・意図しないにかかわらず、持ち込まれた生きもののこと。

河川法
国土保全や公共利害に関係のある重要な河川を指定し、これらの管理・治水及び利用等を定めた法律。

河川流域・集水域
一定の区域内に降水が流入する範囲。水系と流域は、よく似た概念だが流域が面的な広がりを表すのに対し、水系は水の線的なつながりを表している。なお、谷戸は小さな流域の例。

神奈川県自然環境保全条例
県内の良好な自然環境を有している緑地の保全に関する事項を定めた条例。

神奈川県生物多様性地域戦略
生物多様性基本法に基づき、国家戦略を基本とし、県内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として策定。これまでの広域緑地計画としていた「神奈川みどり計画」を包括的に継承している。

神奈川県生物多様性ホットスポット
NPO法人「神奈川県自然保護協会」が、神奈川県内で希少種や保全すべき生物が集中して生息・生育している地域及び生物多様性の確保において特に重要と考えられる地域を選出したもの。

環境学習
市民一人ひとりが環境に配慮した生活・行動をするとともに、社会経済構造そのものを環境にやさしいものに変えていくために、人間と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習。

環境基本条例
本市において、市民、事業者の方々と一体となって環境の保全と創造に取組むための基本理念や責務、本市の環境施策の基本方針などを定めたもの。

環境基本法
環境の保全に関する基本となる事項を定めた法律。基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしている。

環境教育
単に環境に関る知識を教えるのではなく、「生命の尊さを学び」、「自然とのふれあいにより、自然を守り育てる喜びを知り」、「環境の未知なるものの発見に感動する」等を教える教育。

環境総合政策会議
環境総合政策会議設置規程に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るとともに、戦略的な環境施策を検討し、かつ、推進することを目的に設置。市長を委員長とし、副市長、各部局長で構成される。また、みどりの基本計画に関する事項の検討、推進を目的とし、関連課長で構成される「みどりの基本計画推進部会」が設置されている。

気候変動に関する政府間パネル第5次評価報告書
昭和63年（1988年）に国連環境計画と世界気象機関により設立された機関から報告された2013年に最新の温暖化の科学影響・対策に関する報告書。

京都議定書
平成9年（1997年）12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択された議定書。

京都議定書目標達成計画
平成17年(2005年)4月に閣議決定、平成20年(2008年）3月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、京都議定書による我が国の削減約束を達成するために必要な対策などを盛り込んだ計画。

急傾斜地崩壊危険区域
「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、がけの斜面角度30度以上、かつ高さが5メートル以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあるとして、都道府県が指定した区域。

極端気象
地球温暖化に起因すると考えられる気候変動に伴う大きな被害をもたらす気象現象のこと。地域によって現象は異なり、本市においては、突発的な集中的豪雨などによる被害が懸念される。

拠点ネットワーク型都市づくり
市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、拠点市街地となる主要鉄道駅周辺等に適正に都市機能を集積し、郊外の市街地から街なか居住を促進するような、歩いて暮らせる利便性の高い都市環境を形成す

ること。

緊急輸送道路

大地震、大規模災害の発生時に、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送などの様々な種類の緊急輸送を迅速・適切に行うなど、災害対策活動を円滑に進める輸送道路。神奈川県において、緊急輸送道路を指定し、本市においては、県指定路線を補完する緊急輸送道路を指定している。

近郊緑地特別保全地区

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、近郊緑地保全区域の中で、樹林地等に類する土地が特に良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地の区域で、それを保全するため、都市計画法の地域地区として都市計画決定される。地区内では建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区をいう。指定後の行為制限、買い取り条件等については、都市緑地法の「特別緑地保全地区」と同じ。

近郊緑地保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するため、国土交通大臣により指定された土地の区域。

グリーンベルト

本計画では、多摩から三浦までの丘陵緑地帯をいう。

景観重要樹木

「景観法」及び「横須賀市景観計画」に基づき、景観上重要な樹木として指定されるもので、由緒・由来があり、美観上優れている、もしくは市民に親しまれ、周辺景観の核となっている樹木。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めた法律。

継承の森

みどりや自然を活かし、守り、育てる活動や、大切にする意識を醸成し、それらの「活動」や「意識」を将来に向けて引き継いでいくための「象徴」として、「田浦梅の里」「衣笠山公園」「光の丘水辺公園」の一部の区域に設置したもの。

コアのみどり

「コア」は生態系分野で使用されている用語で、動植物の重要な生息・生育・繁殖などの核となるみどりの場のこと。本計画では、コアのみどりとサテライトのみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」の説明箇所のみで使用。

広域避難地

地震時に火災が、市内各所から同時多発的に発生したとき、また、地震により道路や橋りょうの損壊あるいは道路上への落下物などのために交通が遮断され、消防力が発揮できずに大火災へと広がったときなどに、市民の生命の安全を図るための避難地。本市では地域防災計画（資料編）で指定している。

公園施設長寿命化計画

公園及び公園内施設の長寿命化を図るための計画。

港湾法

交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展のため、環境の保全に配慮し、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図り、航路を開発・保全に必要な事項を定めた法律。

港湾緑地

臨港地区や港湾区域など、港湾施設としての公園・緑地。

国営公園

都市公園法に基づき、国が設置する都市公園のこと。一の都府県の区域を越えるような広域にわたる利用の見地から設置される公園（イ号公園）及び、国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を目的として設置する公園（ロ号公園）がある。

さ行

再生

巻頭「基本的事項」参照。

サテライトのみどり

「サテライト」は生態系分野で使用される用語で、動植物の重要な生息・生育・繁殖などの核となるみどりの場（コアのみどり）の周辺部にある樹林地、ため池、農地、身近な公園などのみどりの場のことで、コアのみどりを支える場となる。本計画においては、コアのみどりとサテライトのみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」の説明箇所のみで使用。

里山的環境

現在もしくは過去に、「田畑、水路、ため池、雑木林」などの一部が存在し、それらの要素が人々の生活にとって、身近な自然環境となっている地域をいう。

CSR（企業の社会的責任）

利益追求だけでなく、企業活動の様々な社会的な面においても、責任を果たすべきだとする経営理念。例えば、環境の改善や保全などの活動の実施が考えられ、みどりの保全や緑化推進などの活動が行われている。

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、及び概ね10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定。

市街化区域内樹林地保全支援制度

本市の「樹林地等における樹林地の保全支援制度要綱」により、市街化区域内の500㎡以上の良好な樹林地の土地所有者と協定を締結し、保全奨励金交付により保全を図るための制度。

市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

自然海岸

海岸線及びそれに接する海域が人工によって改変されずに、自然の状態を保持している海岸。

自然植生
人の手が加えられていない自然状態の植生。

自然環境保全地域
神奈川県自然環境保全条例に基づき、良好な自然環境を有している緑地の保全を推進するために、神奈川県が指定した区域。

自然保護奨励金制度
近郊緑地保全区域や風致地区などの地域制緑地内の樹林地を有する土地所有者に対し奨励金を交付し、緑地の保全を支援する制度。

自然林
人の手が加わっていない自然に育った森林のこと。木材の生産目的のため人の手で育てている人工林に対してつかわれる言葉である。

自然林保全制度
「よこすかの植生」により明らかとなった民有地内に残る自然植生の内、既に保護を目的とする制度の指定を受けていない箇所等の地区を対象に、土地所有者と保全契約を締結し、みどりを保全する制度。

指定文化財
有形・無形文化財、記念物等の文化財の中で、特に重要なものについて、指定・選定し守るもの。

市民農園
一般的には、市民がレクリエーション等の目的で農作業を行うための場所。

市民緑地
「都市緑地法」に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。

市の木・市の花
昭和52年（1977年）の市制施行70周辺を記念して、横須賀の気候、風土に適した植物の中から、市民投票により決定した「市の木：オオシマザクラ」「市の花：ハマオトモ（ハマユウ）」のこと。

社叢林
神社の敷地を取り囲むように配置された樹林地。

斜面緑地
巻頭「基本的事項」参照。

修景施設
植栽、花壇、噴水など、景観を楽しむための施設のこと。

重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区
「都市緑地法」に基づき、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」、本市における「みどりの基本計画」において定める「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のこと。

首都圏近郊緑地保全法
近郊整備地帯（概ね都心から50～100km圏内）の無秩序な市街化を防止し、首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的として、首都圏の既成市街地の近郊に存在する、良好な自然環境を有する緑地の保全に必要な事項を定めた法律。昭和41年（1966年）制定。

首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン
首都圏の保全すべき自然環境ゾーンの位置づけや自然環境の基本目標、都市環境インフラの将来像、整備に向けた行動方針が示されており、関係省庁及び都県市からなる協議会において、平成16年（2004年）3月にとりまとめられたもの。

樹林地
巻頭「基本的事項」参照。

準用河川
一級河川及び二級河川以外の河川で市町村が指定したもの。「河川法」の二級河川に関する一定の基準が準用される。

薪炭林
薪（たきぎ）や炭の材料となる樹木を採取する樹林地のこと。生活様式の変化に伴い薪炭材の需要が減り、現在は、未管理となり荒廃の進んだ薪炭林が多い。

森林法
森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めた法律。

水系
川の流れによって代表される、地表面の水の流れの系統。

生産緑地
「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の農地を保全し、良好な都市景観の形成を図るため指定される。都市計画法に基づく地域地区として指定される。

生産緑地法
農林漁業との調整を図り、良好な都市環境の形成のため、生産緑地地区に関する、都市計画に関し必要な事項を定めた法律。

生態系
食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれをとりまく環境の間の相互関係を総合的にとらえた、生物社会のまとまり。

整備、開発及び保全の方針
「都市計画法」に基づき、本市の都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する方針で、都道府県が定める方針。

生物相
特定の地域に生息・生育する生物の種類組成。

生物多様性
種・遺伝子・生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や自然生態系を構成する動物・植物・微生物などがおりなす「生態系の多様性」も含む包括的な概念。

生物多様性基本法
生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。

生物多様性国家戦略
「生物の多様性に関する条約」に基づき、締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用のための国家的な計画。

生物多様性保全活動促進法
地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」のこと。

生物の多様性に関する条約
生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を目的とした国際条約をいう。日本は平成5年（1993年）5月に締結している。

潜在自然植生
人為的影響が一切なくなったと仮定した場合、気候などの条件により、その土地に存在する樹種のこと。

創出
巻頭「基本的事項」参照。

た行

多自然型環境
生物多様性を確保しつつ、人間生活と調和した豊かな自然の保全と創出に配慮した環境。

ため池
農作物を育てるために、雨が少ない時期でも水を使えるように貯めておく人工の池。

暖温帯性種
温帯のうち亜熱帯に近い地帯を暖温帯といい、そこに生息・生育する生物種のこと。

地下水かん養
地表の水（雨や川の水など）が帯水層（地下水が集まる地層）に浸透し、地下水が供給されること。

地球温暖化
人間活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加して、大気の温度が上昇すること。なお、これに伴う諸現象まで含めて使用することもある。

地球温暖化対策（緩和策）
地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減と吸収させるための取り組み。

地球温暖化対策（適応策）
地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

地球温暖化対策の推進に関する法律
地球温暖化対策を推進するために必要な事項を定めた法律。

地区計画等緑化率条例
「都市緑地法」に基づき、地区レベルの良好な都市景観の環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、都市計画法に基づき決定された地区計画内の緑化率を、緑化地域と同様に建築物の緑化率規制とするための条例。

眺望点
「横須賀市景観条例」に基づき、本市の景観区域内にあるの場所のうち海または緑豊かな丘陵等の景観を眺望できる場所で、特にその眺望を保全する必要があると認められる場所。

適正な土地利用の調整に関する条例
「横須賀市土地利用基本条例」に基づき、本市にふさわしい生活環境、自然環境、都市環境等の形成及び保全を図ることを目的とする条例。市内で開発行為等の対象行為を行う場合に、緑化や緑地の保全等について基準を設けて審査・指導等を行っている。

天然記念物
文化財保護法及び文化財保護条例に基づき、国や自治体で指定した、名勝地や学術上価値の高い動植物。

特定外来生物
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の定義において、人為により概ね明治元年以降に我が国に入ってきた生物で、在来生物を捕食し、在来生物を競合により駆逐する。また、在来生物との交雑による遺伝的影響が生じた生物。

特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律
特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与し、国民生活の安定向上に資することに必要な事項を定めた法律。

特別緑地保全地区
「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然環境の緑地などを都道府県または市町村が都市計画に定める地区。都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定され、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。

都市計画基礎調査
都市計画法に基づき、人口規模、土地利用、交通量などの現状や将来の見通しを把握するために、概ね5年ごとに行う調査。

都市計画法
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律。

都市公園
都市公園法に基づき設置された公園又は緑地。目的によって様々な種別の公園・緑地がある。種別についての詳細は、資料編の資料3を参照。

都市公園法
都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めた法律。都市緑地法とともに平成16年（2004年）に改正された。

都市緑地法
良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全および緑化の推進に関して必要な事項を定

めた法律。景観法の制定にあわせ、都市公園法とともに平成16年（2004年）に改正された。

土地利用調整関連条例

優れた都市景観の形成、良好な生活環境の維持、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現などを目指して、横須賀にふさわしいまちづくりを推進するための土地利用の規制と誘導を行うために制定した、横須賀市土地利用基本条例をはじめとする土地利用の調整に関連する条例。

突発的な集中豪雨

近年の集中豪雨には、①降雨の範囲が大変に局所的である、②降雨時間が短い、③単位時間当たりの降雨量が多いといった特徴がある。このようなごく限られた範囲に集中して一度に降る降雨のことで、都市型のゲリラ降雨とも言う。1時間に100mmを超えるような集中豪雨の件数も最近になって増加している。発生原因ははっきり解明されていないが、ヒートアイランド現象も要因の一つといわれている。（報道では「ゲリラ豪雨」とも言われる）

な行

二級河川

「河川法」に基づき、一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で都道府県が指定したもの。

二次林

過去に伐採などの人為が加えられ、その影響を受けている森林、または現在も下草刈などの人為が継続的に加えられていることにより成立している森林。

ネットワーク

巻頭「基本的事項」参照。

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、自然的・経済的・社会的条件を考慮して一体として、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する地域。

農業振興地域整備計画

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の健全な発展を目指し、農用地の効率的な利用を図るため、10年先を展望した農業振興の基本計画。

農業振興地域の整備に関する法律

農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することに必要な事項を定めた法律。

農用地区域

農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する「農業振興地域整備計画」で定める農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域。

は行

バリアフリー

高齢者や障がい者など様々な人が、社会生活をしていく上で、妨げとなる全ての障壁（バリア）となるものを取り除く（フリー）こと。

半自然海岸

海岸（汀線）や海域の一部に人工構造物があるが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸。

ヒートアイランド現象

都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。

ビオトープ（biotop）

生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。

風致地区

都市の中の風致を維持するため、樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域や、史跡、神社仏閣等がある地域、良好な住環境を維持している区域等を対象に、都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定される。

風致地区条例

「都市計画法」に基づき、みどり豊かでゆとりある環境が維持されるよう建築物の高さ、建ぺい率などの基準を定めている条例。本市では、行為許可についての手続きを、平成13年度から行っている。

プロムナード

車の通行を認めない遊歩道や散歩道など全般をさす。

壁面緑化

ツタ類などで建物の外壁面を覆ったり、ベランダにフラワーポットや花壇などを設置して外部から見える緑化空間を創出する方法。

保安林

土砂の流出や公衆の保健等、国土の保全及び快適な生活環境の維持を図るため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林の地域。

ポケットパーク

住宅地、団地や道路際等、わずかな土地を利用して、市街地環境の改善や快適性に貢献する小さな公園的空間。

保全

巻頭「基本的事項」参照。

ま行

まちかど里親制度

市民のグループや企業の皆さんが、道路や公園など親代わりになって、美化活動などを行い、市がそれに支援する本市の制度。

三浦半島公園圏構想

神奈川県が推進している構想で、美しい自然に囲まれた三浦半島全体を公園のような地域として捉え、「三浦半島のみどりの持続的な維持・継承」、「三浦半島の活発化、地域住民の快適な生活」を実現していくことを目的とし、平成18年（2006年）3月策定された。

三浦半島国営公園

首都圏を代表する三浦半島の自然環境を守るため、神

奈川県、横須賀市、その他市町や関連団体で構成する「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」により、国に設置を要望している国営公園の仮称。

水辺

水面に近接した岸の周辺。

みどりの基金

緑化を推進し、みどりの保全に必要な費用に充当するため設けた本市の基金。

みどりの寄附制度

特に良好なみどりの保全を行うため、公共施設として良好に維持管理が可能と認められている場合に限り、行政財産として用地を寄附により取得して、将来に「みどり」を残していくことを目的とした制度。

緑の基本計画

「都市緑地法」に基づき地方自治体が策定する「緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。

みどりの基本条例

みどり豊かな都市の実現と将来の世代へのみどりの継承を図り、もって市民の健康で文化的な生活を確保するため、市民、土地所有者、事業者及び行政の責務を明らかにし、本市におけるみどりの保全及び創出について基本理念や基本的な事項を定めた条例。

民有地緑化支援制度

住宅や事業所などの民有地における道路面緑化、駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化等に対し、補助金を交付する制度。

や行

谷戸

丘陵の間の谷状の地形をもつ地域。本計画では、「ため池・河川・田畑・二次林」などから構成されるものには限定せず、「三方を斜面地で囲まれた小流域地形」として捉えている。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいようにするためのデザイン。

横須賀港港湾環境計画

港湾計画の環境施策を補完し、実践する計画。

横須賀港港湾計画

「港湾法」に基づき、港湾の利用・開発・環境の保全を定めた計画。

横須賀市環境基本計画

「環境基本条例」に基づき、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを享受できる横須賀を実現するため、本市において策定したもの。

横須賀市環境審議会

「環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等について、調査や審議するために設置している付属機関。

横須賀市景観計画

「景観法」に基づき、本市において、良好な景観を保全し、また、地域の特性にふさわしい新たな景観を創出するため、景観の形成に関する方針、行為の制限などを定めた計画。

横須賀市地域防災計画

市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧に関する事項を定めた計画。

横須賀市都市計画マスタープラン

「都市計画法」に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画。

ら行

リニューアル

装いを新たにすること。施設の改修。施設の老朽化、利用者ニーズへの対応、バリアフリー化への対応などを考慮して新たな公園にリニューアルすることにより、愛着のある活気あふれた公園とすることができる。

緑化施設整備計画認定制度

「都市緑地法」に基づき、民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定する制度。認定に基づく税制優遇措置がある。

緑化重点地区

「都市緑地法」に基づき、みどりの基本計画に定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のこと。

緑化地域

「都市緑地法」に基づき、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定される。

緑地協定

「都市緑地法」に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ「都市緑地法」に基づく制度。

緑地保全地域

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、無秩序な市街化の防止や地域住民の健全な生活環境を確保するために適正に保全する必要があるなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定され、比較的緩やかな行為規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地区。

緑被率

樹木や草地など植物で被われた土地の占める割合。

本計画書で使用した写真は、横須賀市が所有するもののほか、以下の皆様からご提供いただきました。なお、本計画で使用している写真等の無断転載はご遠慮ください。

鈴木 茂也氏、田中 雅宏氏、天白 牧夫氏、神奈川県立青少年センター、田浦観光協会、横須賀市自然・人文博物館

本計画は、横須賀市ホームページの「横須賀市みどりの基本計画」（下記URL）でもご覧になれます。
http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4115/midori/index.html

発 行 年 月　平成28年3月
編 集・発 行　横須賀市環境政策部自然環境共生課
〒238-8550　横須賀市小川町11番地
電　話　046（822）9553
F A X　046（821）1523
E-mail　ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成27年度横須賀市グリーン購入調達方式の判断基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷物の紙へのリサイクルに適した材料〔ランクA〕のみを用いて製作しています。この冊子は、500部製作し、1部あたりの印刷経費は2,500円です。

［写真］表：上から走水水源地、くりはま花の国、うみかせ公園
裏：上からヴェルニー公園、馬堀自然教育園のオオシマザクラ、
天神島臨海自然教育園のハマオモト（ハマユウ）、しょうぶ園

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。